

会

議

午前10時 0分開会

議長（森 温繁君） おはようございます。

開会前ではございますが、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

番外。

市長（石井直樹君） おはようございます。

今臨時会の説明員のうち土屋総務課長が、ご存じのように交通事故によりまして入院中のために、平山課長補佐を代理出席させていただきましたので、ご了承いただきたいと思えます。よろしく願い申し上げます。

議長（森 温繁君） ただいまの出席議員 は定足数に達しております。

よって、平成 18年 2月下田市議会臨時議会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会期の決定

議長（森 温繁君） 日程により、会期の決定を課題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日より 13日までの5日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は5日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

会議録署名議員の指名

議長（森 温繁君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 78条の規定により、議長において、5番 鈴木 敬君と6番 渡辺哲也君の両名を指名いたします。

諸般の報告

議長（森 温繁君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

1月26日、第115回静岡県東部地区市議会議長会が伊豆市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

この議長会では、三島市提出の「国勢調査の抜本的見直しについて」及び伊豆市提出の「地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進について」の2件の議案を審議し、議決いたしました。

この2件につきましては、2月2日開催の静岡県市議会議長会定期総会に提出することに決定いたしました。

2月2日、第130回静岡県市議会議長会定期総会が掛川市で開催され、私が出席いたしました。

この定期総会では、平成17年度会務報告並びに平成18年度の予算審議を初め、東部・西部地区市議会議長会から提出された議案4件がそれぞれ審議され、議決されました。

この議決事項の処理につきましては、会長に一任することに決定いたしました。また、この総会で当議長会表彰規定に基づく表彰が行われ、土屋誠司議員が勤続15年以上の一般表彰を受けました。土屋議員には、後ほど伝達いたします。

次に、要望活動について申し上げます。

12月19日、石井市長とともに静岡県環境森林部を訪れ、平成17年12月定例会で議決いたしました「大沢松沢地内での産業廃棄物処理業の申請を不許可とすることを求める意見書」を静岡県知事あてに提出するとともに、許可申請を行っている産業廃棄物処理業者の許可をしないよう求める要望を行いました。

次に、他市からの行政視察について申し上げます。

1月24日、静岡県富士川町議会の議員8名が「行財政改革への取り組みについて」及び「合併に対する考え方について」、2月3日、群馬県太田市議会の議員6名が「道の駅について」、2月8日、佐賀県伊万里市議会の議員7名が「ベイステージ下田の管理運営について」及び「まちなみと観光施設の整備と各施設の連携について」をそれぞれ視察されました。

次に、市長より、「車両物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について」、1件の専決処分事件の報告がありましたので、その写しを配付してありますので、ご覧ください。

次に、監査委員より、平成 17年 10月分・11月分の出納検査結果報告書 2 件及び定期監査結果報告書 6 件の送付がありましたので、その写しを配付してありますので、ご覧ください。

次に、昨日までに受理いたしました陳情書 3 件、要請書 1 件の写しを配付してありますので、ご覧ください。

それでは、ここで先ほど申し上げました第 130回静岡県市議会議長会定期総会で表彰を受けられました土屋誠司議員に表彰状の伝達をいたします。

なお、下田市議会慶弔見舞い等に関する内規によりお祝い金を贈呈いたしますので、ご承知願います。

表彰を受けられました土屋議員は中央にお進みください。

〔表彰状伝達 拍手〕

議長（森 温繁君） ここで表彰を受けられました土屋誠司議員よりごあいさつがございません。

15 番（土屋誠司君） 皆さん、おはようございます。

ただいま県の議長会より 15年間務めさせていただいた議会活動について表彰をいただき、まことに恐縮しております。

議員活動を重ねてきた中で、勉強しなければならないことがますますあることに日々気づかされ、自分なりにやってきたことが、もう 15年になったことになり、感慨を覚えるとともに、現在の下田市の厳しい状況を何とか打開しなければという思いで、改めて身の引き締まる思いです。

振り返ってみますれば、この 15年間はまことに短く感じられます。しかし、下田市にとって、時代が大きく変わったことを実感せざるを得ない激動の 15年でした。

この間、議員活動を続けてこられましたのは、市民の皆様、当局の方々、議員諸氏の温かいご指導があったからこそと深く感謝しております。

思えば自分を支えてきたものは、下田市の自然と歴史に誇りを持ち、広い視野と時代を見きわめたきめ細かな市民主体のまちづくりへの願いです。そのまちづくりがどこまで進んでいるかを考えると、長い不況 という時勢の中で、今、下田市は最も厳しい状況にあることを痛感するばかりです。

この現実に正面から立ち向かい、皆さんと力を合わせ、これからも初心どおり是々非々で議員活動に当たり、下田市の一刻も早い前進に微力を尽くす決意を表明させていただき、お礼のあいさつにさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

議長（森 温繁君） 次に、今臨時会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、係長をして朗読いたさせます。

事務局係長（土屋範夫君） 朗読いたします。

下総庶第 27号。平成 18年 2月 9日。

下田市議会議長 森 温繁様。静岡県下田市市長 石井直樹。

平成 18年 2月下田市議会臨時会議案の送付について。

平成 18年 2月 9日招集の平成 18年 2月下田市議会臨時会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

報第 1号 専決処分の承認を求めることについて、議第 1号 あずさ山の家指定管理者の指定について、議第 2号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

下総庶第 28号。平成 18年 2月 9日。

下田市議会議長 森 温繁様。静岡県下田市市長 石井直樹。

平成 18年 2月下田市議会臨時会説明員について。

平成 18年 2月 9日招集の平成 18年 2月下田市議会臨時会に、説明員として下記の者を出席させるので、通知いたします。

記。

市長 石井直樹、助役 渡辺 優、教育長 高橋正史、市長公室長 出野正徳、総務課課長補佐・行財政改革推進業務担当主幹 平山廣次、市民課長 河井文博、税務課長 高橋久和、出納室長 村嶋 基、監査委員事務局長 木村弓一郎、建設課長 宮本邦夫、下水道課長 長友重一、水道課長 磯崎正敏、観光商工課長 藤井恵司、農林水産課長 金崎洋一、健康福祉課長 糸賀秀穂、環境対策課長 鈴木布喜美、教育委員会学校教育課長 森 廣幸、教育委員会生涯学習課長 土屋和夫。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 以上で諸般の報告を終わります。

報第 1号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次は、日程により、報第 1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

市長公室長（出野正徳君）では、報第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年1月30日付で専決処分しましたのは、静岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてと静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての2件でございます。

今回の専決理由でございますが、本来であれば平成18年3月に開催されます3月議会に上程することが一番望ましいわけでございますが、本組合においては平成18年4月1日から退職手当組合と非常勤補償組合を統合し、総合事務組合の設立を行うことから、それぞれ構成団体において3月議会で総合事務組合の議案を上程することが必須でございます。蒲原町の脱退に伴う規約変更と総合事務組合設立に伴う規約変更を3月議会において上程されることが可能であれば問題はございませんが、蒲原町の脱退日が平成18年3月30日、総合事務組合の設立日が平成18年4月1日とそれぞれ施行日が違うため、現行の地方自治法においては一括上程ができません。

以上のことから、県知事への許可申請及びその後の総合事務組合化に伴う規約変更のスケジュール上、平成18年1月30日がタイムリミットになりますので、蒲原町脱退に伴う規約変更手続については、平成18年1月中に議決するか、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて専決処分にして処理する方法しかないので、今回、専決処分という形をとらせていただいたものでございます。

それでは、専第1号 静岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてご説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成18年3月30日をもって静岡県市町村職員退職手当組合から蒲原町が脱退するものとし、あわせて同組合規約を別紙のとおり変更するものでございます。

恐れ入りますが、条例改正関係等の説明資料1ページ、2ページをご覧いただきたいと思っております。左のページが改正前、右のページが改正後の規定でありまして、アンダーラインが改正する箇所でございます。

別表の改正規定でございますが、別表の1市町村の項中「庵原郡 富士川町 蒲原町 由

比町」を「庵原郡 富士川町 由比町」に改める。

では、本文に戻っていただきまして、附則でございますが、この規約は平成 18年 3月 31日
から施行するものでございます。

引き続きまして、専第 2号 静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公
共団体の数の減少及び規約変更について説明を申し上げます。

地方自治法第 286条第 1項の規定により、平成 18年 3月 30日をもって静岡州市町村非常勤
職員公務災害補償組合から蒲原町が脱退するものとし、あわせて同組合理約を別紙のとおり
変更するものでございます。

恐れ入りますが、条例改正関係等説明資料 3 ページ、4 ページをご覧くださいと思
います。左のページが改正前、右のページが改正後の規定でありまして、アンダーラインが改
正する箇所でございます。

別表の改正規定ですが、別表の 1 市町村の項中「庵原郡 富士川町 蒲原町 由比町」を
「庵原郡 富士川町 由比町」に改める。

では、本文に戻っていただきまして、附則でございますが、この規約は平成 18年 3月 31日
から施行するものでございます。

大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議のほどお願いをいたします。
議長（森 温繁君） 専第 1号から専第 2号までの当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議第1号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第1号 あずさ山の家指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

農林水産課長（金崎洋一君） それでは、議第1号 あずさ山の家指定管理者の指定についてを説明させていただきます。

地方自治法第24条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するとするものでございます。

1としまして、指定管理者を指定する公の施設の名称、あずさ山の家でございます。

2としまして、指定管理者となる団体の名称、株式会社 栄協メンテナンス。

3としまして、指定の期間でございますが、平成18年4月1日より平成24年3月31日までの3カ年でございます。

提案理由でございますが、あずさ山の家管理運営を指定管理者に行わせるためでございます。

それでは、恐れ入りますが、条例改正関係等説明資料の5ページ、6ページをお開きいただきたいと思っております。

今回の指定管理者にお願いする施設の概要でございますが、1、施設の概要、（1）施設の名称 あずさ山の家、（2）所在地 下田市須原1322番地、（3）施設の規模等でございますが、アとしまして、完成年月日 平成4年3月31日、イとしまして、建物の面積でございますけれども、1,268.4平米、ウとしまして、構造、木造の2階建てでございます。

2としまして、指定団体の概要でございます。

（1）としまして、団体名 株式会社 栄協メンテナンス、（2）としまして、設立の年月日でございますが、昭和50年9月10日、（3）としまして、主たる事務所は静岡県下田市

西本郷二丁目 2番 1号、(4)としまして、代表者 代表取締役 菱沼 聖、(5)としまして、実施する事業でございますけれども、うちアとしまして、ホテル・ビル等建物及び附帯施設の清掃、管理並びに清掃器具の販売及び取り付け工事、イとしまして、一般廃棄物及び産業廃棄物の処理施設の計画、設計、施工、管理及びコンサルタント業務、ウとしまして、旅客運送事業、エとしまして、児童福祉法による居宅生活支援事業、オとしまして、給食事業、カとしまして、その他の収益事業ということになっております。

3としまして、施設管理及び運営の提案の要旨でございます。

(1)としまして、管理運営を行うに当たっての経営方針としまして、高いサービスの提供、施設運営の継続性・安全性・公平性の確保による運営を行うことにより、効率的・効果的な運営を行うとなっております。

(2)としまして、安全・安心面からの管理運営 の具体策など特徴的な取り組みということでございますが、指定管理者のビル管理技術者により、快適な施設利用を進めながら、あずさ山の家の建築物の衛生的環境の確保を図る。

次に、火災が起きたときに対応できる自衛消防隊を編成し、救急・防犯・地震等の対応に万全を期し、建物の維持管理を行う。

(3)としまして、サービスを向上させるための方策でございますけれども、それぞれの利用者に良質で適正なプログラムを提案し、運営していく。

次に、専門知識を持った社員の配置を行う。

次に、シャトルバスの運行、タクシーの常駐でサービスを向上させる。

次に、送迎車両の保有ということで、こちらの方もサービス提供に使いたいということのようです。

(4)としまして、利用者等の要望の把握及び実現策についてでございますが、施設内に提案箱・アンケート箱・苦情箱等の設置を行い、そのことによって利用者の気持ちをすくい上げて、それに速やかに反映させるということで、返事等アクションを起こし、人材・施設の整備に努めてまいると、このように申し出ております。

(5)としまして、利用者のトラブルの未然防止と対処方法でございますが、山の家利用者における心得をわかりやすく説明し、十分理解をしてもらうということ、それからお客様の要望はすべて自分事のように自覚を持って、それぞれの職員が対応するという事で申し出ております。

(6)としまして、地域との連携、他施設との連携等についてでございますが、悪天候の

リスク回避のため、公の施設や他の民間の施設との連携を持ち、案内、また当日の宿泊者へのサービスをする。

(7)でございますけれども、指定管理者の指定を申請した理由でございますが、昭和 50 年 9 月、会社の設立以来、多種多様にわたる事業を行い、賀茂郡内の 市町の委託業務を核として今日まで来ております。30年の間に培ってきた知識や経験・技術力の実績を公共施設運営に役立てていきたいということで、今回の申し出となったということです。

それから、4としまして、指定管理料でございますけれども、指定管理料については、指定期間 この4月1日から3年後の 2年3月31日までの3カ年間はゼロ円で行うということで申し出をいただいております。

以上、担当課の方から概略を説明させていただきました。よろしくご審議をお願いします。議長(森 温繁君) 番外。

助役(渡辺 優君) 引き続きまして、指定管理者の選定委員会の審査の結果についてご説明を申し上げます。

当選定委員会は、下田市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に基づきまして、公の施設の管理を行う指定管理者の選定を、公平かつ適正に実施するために設置する下田市公の施設の指定管理者選定委員会について、必要な事項を定めました設置要綱に基づきまして審査を行ってまいりました。

選定委員は、助役及び課長職の計7名で組織をされておりまして、要綱に定めます選定の審査基準に沿って評価をいたしました。その審査項目、また審査の視点等につきましては、要綱に定めているとおりであります。

応募者は3事業者で、その審査結果は説明資料の7ページに記載されているとおりでありまして、得点は委員7名の平均点によるものであります。

また、8ページから10ページまでは、応募者3事業者の講評を記したものであります。

11ページには、指定管理者制度導入の大きな目的の一つでもあります指定管理運営費の縮減について、その比較を3年間分記してあります。右側の括弧の中の記載が3事業者の指定管理料提示額でございます。それぞれ3年間の合計 額が、財団法人下田市振興公社が2,329万6,000円、株式会社栄協メンテナンスが0円、株式会社オーチューが1,178万9,000円となっております。

12ページから17ページにかけては、あらかじめ示した審査基準、その項目に沿って提案された内容を集約したものでございまして、施設管理運営の方針を中心に、安全・安心面、

経理面、自主事業、サービス向上面、地域との連携や他施設との連携、個人情報の保護、防犯・防災の対応、団体の経営方針、施設の将来展望等について記載をいたしております。

こうした内容を審査した中で、1つには、事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること、2つ目には、事業計画書の内容が管理経費の縮減が図られるものであること、3つ目には、事業計画書に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること、4つ目には、地域との協働・協調によりまして、地域振興に貢献が図られるものであること、5つ目には、市民を初めとする利用者の平等利用が確保されること、これらを選定基準の中心に置き審査をいたしまして、採点をし、第1位を今回提案したいものでございます。

以上で議第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

15番。

15番（土屋誠司君） 何点が質問いたします。

まず最初に、振興公社の指定申請手続において、振興公社は申請の内容等を理事会にかけてそういうことをしたのかどうかということをもまず聞きます。聞くところによると、理事会には事後報告だったように思います。だとすると、法人としての基本的な手続を怠っていると思うんですよ。いわゆる法人というのは、理事会が最高の決定機関だと思えます。その辺については、これはどのようであったか事実関係をお聞きします。

また次に、今回、指定管理者の利用料金がゼロ円という格安の、ちょっと信じられないようなもので出てきたんですけれども、私は山の家については、基本的にかかる費用がありますよね。電気の基本料とか維持管理費というか、浄化槽の点検とか、そういう最低のものは逆に最低制限価格みたいなものを設けてやるべきではなかったかなど。いわゆる公の施設としての場合は、それはどうしてもかかるものであって、人件費的には工夫次第があると思うんで、その辺についてはどうだったのかということです。

それから、今、農林水産課長と助役の方から説明があったんですけれども、山の家の実課は農林水産課ですけれども、指定管理の選定は総務課でやられていますよね。総務課でということは、所管は総務委員会ですけれども、その辺、建設経済委員会だけでよかったのかどうか、その辺についてもお伺いします。

それで、申請理由を見てみますと、1位のところは「知識や経験・技術力の実績は十分であり、公共施設運営に健全性・安全性があるので指定管理を申請した」とあります。

2位のところは、「民間発想のマーケットの視点や効率化への工夫などに加え、地域住民と協働した施設運営を行うことにより、利用者や市民に対しどこよりも良質な安心できるサービスができる。各種事業による地域活性化を進めるために申請した」とあります。

3位の業者は、「山の家の可能性を秘めた施設を具現化、市民の高い利用満足度・財政的満足度・資産的満足度を達成し、社会的責任として透明性・公正性・厳正性・地域性を果たす」とあります。

今後進んでいくような前向きな提案と、ただ経済性だけの提案と2つに分かれると思います。

そこで質問ですが、1位の提案については、地域の連携と活性化について、下田市は当初の目的の農業振興、ふるさと活性化はどのような委託をするつもりなのか、その辺についてはどうなっているかについて伺います。

また、1位の業者の中の自主事業の中に「サテライト保育」というのがありますけれども、この業者は認可などの保育事業を行っている本部を持っているかについても伺います。

あずさ山の家は元須原小学校でして、明治6年に設立され、現在地に大正7年に新築されました。昭和3年に運動場を拡張され、昭和1年に増築されました。これらは地域の寄附や奉仕と聞いております。昭和46年に須原小学校、稲梓小学校へ統合され、その後、青少年山の家として20年間利用されました。平成4年に地域の活性化を図ることを目的に、あずさ山の家が農村体験宿泊施設として建設され、同時期にふるさと活性化世話人会が結成され、地域との連携がされてきましたが、数年前、当局と地域との考え方が異なり、地域と山の家との連携が希薄となっていました。ですが、2年前よりスタッフが変わり、スタッフのやる気と地域の有志の人たちにより山の家応援団等が結成され、地域資源を利用したさまざまな提案、実践がされてきました。振興公社の人材と地域の人材の連携ができているところであります。

そこで、下田市は今まで都市生活者と農村体験交流により、地域の活性化を図ることを目的に、振興公社に対し山の家にどのような委託というか、管理運営を要望してやられておられたのかについても伺います。公共施設であるところを民間に委託した場合、地域としての利用形態はどのように変わってくるのかについても伺います。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） それでは、選定委員長であります私の方から、答えるべき問題については答えさせていただきます。

まず、管理料のゼロ円というものに対して、信じられないと。ランニングコスト等基本料金を取るべきではないかということでございます。

先ほど私の方から報告させていただきましたとおり、これらについては選定基準とか項目に沿いまして配分をされた点数、委員7名がヒアリングの中でそれぞれ判断をして、その平均点で決めたものでございまして、当然にこの指定管理者制度の導入ということは、今までもさんざん議論をしていただきましたとおり、地域の活性化、あの施設のさらなる有効利用、また市民へのサービスの向上等々、それからもう一つは、やはり指定管理料をできるだけ抑えたい、指定管理者となった方が自主事業を初めとする自助努力によって、市からの公費の支出を抑えたい、これもまた大きなことございまして、提案者につきましては、それぞれ差はありましたが、自主事業の中で収益を求めつつ、指定管理料をできるだけ抑えたいという努力はされました。その結果、先ほど説明いたしておりますとおり、今回提案をされた業者が自主事業の収益をもって、市からの公費の支出、管理料は一切ゼロということを提案してきたところございまして、これはやはり目的の一つとして選定委員の皆さんが高く評価をしたものでございます。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長補佐（平山廣次君） 次に、農林水産課が行っている指定管理ですね、これは、まず管理運営は農林水産課が行っております。今回行った選定委員会の選定の事務については総務課が行って、選定結果を農林水産課の方に提出いたしました。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

農林水産課長（金崎洋一君） 今日まで世話人会、それから今立ち上がっております新たな組織、そういうところを含めて、現課としてどういう依頼、要請をしてきたのかということでございますけれども、当然、施設の発足当初、地域資源を生かした都市との交流という大きな目的に沿って、委託料の執行を依頼してきたところであります。当初は 1,000万円を超える収入が若干何年か続いたということで記録に残っておりますけれども、残念ながら一時期 750万円台まで落ちてきた。現在はその辺、先ほど議員からもお話がありましたように、かなり持ち直してきておりまして、ほぼ今年の場合は 1,000万円を超えるのではなからうかということまで現在来ております。

以上です。

議長（森 温繁君） 農林水産課長、まだ答えるところないですか、答弁漏れ。

総務課長、答えますか。

番外。

総務課長補佐（平山廣次君） 振興公社の提案につきましては、指定管理者の指定の申請書に基づき提案があり、それに基づいて審査いたしました。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 現課と事務局ということで、委員会の審議が、議員の方から2委員会にまたがるのではないかとというようなご質問でございましたが、これは何か議運の中でもそのような形で、現課が属する委員会ということで、例えば私が選定委員長として答弁をさせていただくことがあれば、そちらの方へ事務局とともに伺うということでの決定と伺っております。

議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時49分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

市長公室長（出野正徳君） では、振興公社の事業の中で、今回申請するに当たって振興公社の理事会へかけたかということなんですが、私も理事の一人ということで理事会等には出席をしておりますが、この申請に際して、理事会はかけていません。その後、決まった後、それぞれ理事会の人に集まっていたいて、事後報告、結果について報告がされています。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 番外。

農林水産課長（金崎洋一君） 先ほど、すみません、答弁漏れをしてしまいました。保育についての実績があるのかということのお尋ねかと思えます。

私どものところに会社の定款、登記所の登記内容が届いておりますけれども、託児所、保育所の経営ということで登記所にも登記されております。それでまた事業者として責任を持って遂行していくということでありますので、私どももそれを信じているところであります。

また、地域の利用ということですが、従前どおり施設はそのままあるわけですから、当然、条例内の使用料をいただいて利用していただく。もちろんそれは従前どおりできるということでもあります。

私の方からは以上であります。

議長（森 温繁君） 15番。

15番（土屋誠司君） 公社の理事会を開いていないということですが、これは法人としてとんでもないことだと思うんですね。その辺についてはどう思っているんですかね。もう最初から審査する方も出す方も、一連でただ公社にはやらせないという、そんな感覚であるから、こんなことになったのではないかと思うんですが、これは納得できないというか、法人としてそれでいいのかということですか。

それとあと、今、託児とか保育とかありますけれども、いわゆるそういう施設を持った本部機能があるかということですか。その辺について伺います。

議長（森 温繁君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） 今回、山の家の指定管理者について申請するに当たりまして、振興公社、今、山の家に職員が1人おりますが、それぞれいろいろな申請書を作成するに当たっては、それぞれ地元の人たちのいろいろな声も聞き、いろいろなデータもとって、後で見たんですが、すばらしい振興公社なりの計画、申請の計画だと私は思っております。それらについて、確かに振興公社の理事会へかけなかったことは申しわけございませんが、申請書自体は、振興公社は指定管理者をとるんだという意気込みの中で申請書はつくられております。それだけはひとつ、振興公社の申請に対する評価はしていただきたいと思っております。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

農林水産課長（金崎洋一君） サテライト保育の実施の計画はどのような内容で、どこで責任を持ってやるのかということだと思いますけれども、月に2回程度の体験をしていただく内容であるようです。それは英会話があったり、幼児体験の幅を広げていただく、そのようなことで、将来、手に職をつけていただけるような方向も考えていると、このようなお話をいただいております。

以上です。

議長（森 温繁君） 15番。

15番（土屋誠司君） 振興公社の提案の内容、その辺はいいということはわかっているん

です。ただ、法人としてこういう決定の仕方でもいいのか、それだけ、1点だけです。

議長（森 温繁君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） もう事業は終わっていますので、ここでいいとか悪いとかは言えませんが、今後そういう問題が出た場合は、今後必ず理事会等にかけるよういたしますので、理事会にかけなかったこと自体は、確かに申しわけなかったと思います。

以上でございます。

議長（森 温繁君） ほかにございませんか。

2番。

2番（土屋 忍君） 私の方から2点ほど、ちょっとわからない点とありますが、質問をさせていただきますと思います。

1点目が、選定委員会の審査結果の部分、点数表みたいなのが7ページにございますけれども、この中で管理経費については、一番下の8番目の欄に20点、100点、60点ということでございますが、これについては3年間の指定管理料というものを見ましても、これは1ページですね、一番初めの一番左側の振興公社については、3年間で2,329万6,000円、これはいただきたいということだと思います。それから栄協メンテナンスについてはゼロ円。一番右の株式会社オーチューについては、1,178万9,000円が3年間の指定管理料ということですが、この結果を見れば、20点、100点、60点という結果になると思いますけれども、この指定管理料を算出する基準というのは、どうしても使用料というのは、先ほども説明がありましたように、なかなか大きく膨らむようなことは、この先も余り見込めないというようなことで、多少営業の形を変えて増えるというようなことはあったとしても、どうしても自主事業に頼らざるを得ないのかなということ、自主事業計画だとか、これは点数表のところですが、収支計画とかそういうところで大きく、自主事業を大きく展開して、使用料だとかいろいろな維持経費を、そこから生んでいくんだということだと思いますけれども、それを見ましても、点数表で自主事業計画、振興公社58.3点、栄協メンテナンスさんは56点ということで、どちらかという振興公社の方が点数がかなりいいわけなんですけれども、提案内容の抜粋資料の14ページ、これを見ますと、年間の自主事業計画という欄に、振興公社の場合は4行ぐらいしかなくて、それで栄協メンテナンスさんには目いっぱい、自主事業をこういうふうに展開していくんだというのがずっと記載してありますけれども、これだけ、4行とこの表目いっぱい、なぜ58.3点と56点、どちらかという振興公社の方がすぐれていたという結果だと思うんですけれども、この点数のつけ方については、もう少し説明

をもらいたいというのが1点です。

それからもう1点、地域との連携ということなんですけれども、特に須原地域ということになりますけれども、この地域の連携というのはかなり重要な位置にあるのではないかと私は思っておりますけれども、これは15ページのところをちょっと見させてもらったんですけれども、地域との連携というところで、振興公社のところを見ますと、地域との連携というのに黒ボチで4つほどありまして、その上の方の3項目を見ますと、地域住民から組織された須原「山の家」応援団云々というふうなずっと3項目ほど書いてございます。これについては、私もやはりこういうことが重要なことだというふうに思っておりますけれども、今回採用予定の栄協メンテナンスさんのところを見ますと、公の施設との連携、また民間の下田市にございます施設との連携という点については記載がずっとございますけれども、地域との連携ですね、例えば振興公社さんの言っている3項目という重要な項目については、どのように考えておられるのか、その辺をちょっと説明いただければなというふうに思います。この2点をちょっとお願いします。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 最初に、採点のつけ方についてということでの質問でございます。

今、議員言われたように、最終的には1位と2位の差は8の管理経費に対する評価で大きな差があったものでございます。

ただ、この採点のつけ方は、それぞれ選定の要綱に基づきまして、配分等々につきましては選定委員会で決定をして、このような形になっておりますが、今回初めての公募による審査という形でございますが、その前にも特例を使いまして、それぞれ振興公社なり地元の区なりに委託をしているというか、指定管理者として決定をしているときの点数とほぼ同じでございます。

そういうことで、言われるように確かに8を除いて7の段階、またただいま指摘がありましたように基本的なコンセプト等々においては、表にあらわしているとおり、明らかに振興公社の評価が選定委員の中では高かったわけでございます。しかしながら、どうしてもやはり、先ほど来申しておりますように、経費の面におきまして、一定の基準に基づいた数値の出し方の中で、このような差になったというこの結果が、1位、2位の点数の差であったかと思えます。

それから、地域との連携につきましては、確かにこの中では細かく記載している部分と、また自主事業等々の中での他施設との連携ということになっております。これもヒアリング

の中では、各選定委員の皆さんから、やはりこの施設が目的どおりより活発な活用ができるには、地域との連携が最重要であろうということは、ヒアリング等々で質問が出されました。今回1位になりました栄協さんにおきましても、この記述はございませんが、これはもう3年ごとの評価ということを大変重要視をしておりまして、その間、下田市民の評価を得る、また下田市民ということであれば、当然、地元の評価が一番大切だということは、口頭の中で明確に答弁をしていただいております、地域の協働、協調の中で評価を得るような最大限の努力をするということでの答弁をいただいております。この答弁もやはり選定委員の皆さん方が判断をした採点の中に影響をしているかと思えます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 2番。

2番（土屋 忍君） そうしますと、今そういうような話があったということですが、先ほどからも言っているように、例えばここにある「気まぐれ売店との連携強化」とかありますけれども、それはやはり地元の人、私も地元なものですから、地元の人がかなり心配されているという中で、あそこで細々と地元の農業に従事している方が、あのように売店をやっている。そういう中でやはり新たに、例えばの話なんですけれども、あそのあずさ山の家でそういうものを大々的にやるだとか、そういうことがあると、やはりなかなか地元というのは厳しいものがあるのではないかなというようなことで、心配している面がありますので、そういう競合しないで地元の人とうまくやっていくというものがあれば、当然安心するということになると思うんですけれども、その辺、そういう契約書というのか何というのかわからないですけれども、そういうものに明記されるものなのかどうか、その辺ちょっとお願いしたいです。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 気まぐれ売店等につきましても、やはり委員の中からも質問が出ました。当然に申請者におきましては、今までの私が述べたような方針を述べた中で、あその売店においても、活用できるものはぜひ活用したいと。それからやはり、再三申し上げておりますけれども、この評価を得ることは、地域との協働、協調ということでございますので、それを第一に考えて、より活発な利活用をしていくという答弁がございました。

それから、それらについての約束事ということでございますが、担当課長の方から報告をさせていただきます。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長補佐（平山廣次君） 協定書を結びまして、協定書の中にあずさ山の家の管理業務に関する仕様書等があるわけですが、その中に地域との連携を図るような形の文面を入れています。具体的には、山の家の管理の中で、自主事業を行うに当たって、地域と連携するというような形で入れることになります。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかにございますか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 地方自治法の改正に伴う指定管理者制度の公募ということで、初めてのケースになると思うわけです。この決定審査に当たっては、当局としてまず慎重に落ち度がないように進めようとしているのか、1 点まずお聞きをしたいと思うわけです。

もしそういう観点に立っているとすれば、大変資料が不足をしていると。当局がつくられた資料しか、ここに審議の対象にしていけないということがあると思います。当然、公募でございますので、どういう基準で公募をしたのかと。そしてその要綱といいますが、指定は、どのように決められていったのかということの説明が、何らまた資料にされていないと。

1 点指摘をすれば、3 年の期間というような規定になっているようでございますが、山の家だけではなくて、既に市民文化会館やプール等指定がされているわけでありまして。公募か公募でないかの違いだけで指定がされていると。こういうことになれば、そちらは2 年の規定になっていると。なぜ2 年と3 年の差があるのか。これらの説明も資料も1 点も出されていないと、こういう点があると思います。そして、選定に対しましても、当然既に指定管理しているわけですから、プールや、あるいは市民文化会館等の選考の結果は、ここに参考の資料として出されるべきであると思うわけでございます。一体の手续としてこれらのものが進められてきているわけでございますので、山の家だけではなくて、このようなきっちりした資料が提案されるべきだと。しかも討議に出されておりますこの比較表なるものは、当局の手による資料でありまして、直接的な申請書そのものがここに提示されていないと。こういう中で審議をしろというのは、まさに審議ができないと。議会軽視も甚だしいではないかと、このように思うわけでございますが、このような資料を提出する意思があるのかどうか、なぜそのような資料を今議会にまず提出をしなかったのかということ、改めてお尋ねをしたいと思います。

そして、土屋議員の方から振興公社の手续が触れられていないと。審議が理事会や評議委員会が持たれて出されたものではないと。決定的なミスであると思うわけです。まさに提出

をしなければならないような内容を含んでいると思うわけでございます。財団法人下田市振興公社の寄附行為によれば、予算を決める、あるいは事業計画や一定の事業に参加するということについては、ちゃんと理事会で決定をするということが、寄附行為によって定められているわけでございます。その定めを行わないで申請をしたなんて、とんでもないことであると思いますし、やり直さなければならないと思うわけでございます。

つい先日まではこの振興公社は、ご案内のように市長、助役がそれぞれ理事に入っていたわけでございます。ちゃんと民法 34条に基づき、県知事の許可を得てつくられている公社であるし、公社の設立目的もきちりしているわけでございます。公の施設、市の施設の管理として管理公社的な側面を強く持っている団体であることは、百も承知だろうと思うわけです。現理事の中にも、高橋教育長、出野課長等々を含めて市の職員も管理者も、この理事に参画をしようかと思うわけでございます。16年度の振興公社の経営状況の報告書によれば、そのように記載がされているわけであります。評議員については、土屋誠司議員、増田清議員等々含めて評議員にもなっていると。これらの人たちの責任等々がどのように保障されているのかと。やり直すしかないという結論がそこに出てきていようかと思うわけでございます。

さて、4点目としまして、公の施設の山の家が、自主事業によって賄われるんだと。まさに本末転倒の施設に変えていこうという内容になっていようかと思うわけでございます。

当然、農村体験の宿泊施設でございますので、電気料がかかり、水道料がかかり、あるいは消防等にかかります経常の経費というのは、当然必要になってくるわけです。入札ではありませんが、かつて助役は、最低制限価格を設けて、このような工事をしていくには、最低このぐらいの費用はかかるんだと。当然この考え方が山の家にも当てはめられるべきであります。ところが、今回のみそれらのものが外されていると。この資料の中では指定管理相当額というような数字が記載されてございますが、それは市が定めたものではないと。なぜならそれぞれの数字を16年と17年に振興公社は定めておりますが、当然、公募するに当たって、基本的にこのぐらいの費用というのはかかるというのが積算されていなくて、どうして公募することができるのかと。その基準に照らして、どういう管理が財政的にされるのかというのは、チェックされていかなければならないと思うわけです。そのようなチェックをした資料というのは一切ないと。まさにそういうチェックをしていないと。そういう発想をしていないのではないかと思います。この点はどうなっているのかと。当然、必要経費というものをそこで算定しておられれば、ゼロ申請がいかに危うい内容をその裏に含んでいるの

かなというような疑問が当然出てこようかと思うわけです。そのような疑問に、どのような点で大丈夫なんだという結論をお出しになったのか、お尋ねをしたいと思うわけでございます。

さて、栄協メンテナンスさんの経営によりますと、大変な自主事業を展開をして、収益を上げると、こういう内容になっているわけですが、会社として栄協メンテナンスさんはこの事業だけではなくて、他の事業も展開されているということでございますので、その経理がどのようになっているのか、次にお尋ねをしたいと。合併するような経理になっているのか。あるいはここだけのみの単独の一つの経営体として経理をするようになっているのか。指定管理を受ける者の資格として、そこら辺の吟味が経理的にどうなされたのかと。会計上はどうなっているのか。あるいは定款上、この宿泊施設を引き受けるような経験と、定款上の規約はどのように定められているのか。この点についても全く資料が添付されておりません。審議にたえない内容になっていようかと思うわけでございます。

さて、この公の施設であります山の家を、自主事業によって収入を上げて展開をされていくという、こういう組み立てになっているわけですが、どの事業でどのような手法によって収益を上げていくのかということが、これまたこの資料からでは明らかでない。ただどういう事業をやるのかということが、14ページに記されていると思うわけでございますが、例えば特徴的多様性・土着性を活用するという事で、有機栽培用の用土をおつくりになると。どこでやられるのかと。山の家敷地の中で、そのような場所があるのかないのか。そしてそういう点では、一番明らかになりますのは、3の地場物産推進コース、飲料水の加工販売を行うんだと。その飲料水はどこから採取をするのかと。山の家はご案内のようにむしろ沢水を使って水不足というような状態にあると思うわけです。井戸等々を掘るとすれば、それらの施設を設置するとすれば、そのような山の家今の施設をそのまま利用するというのではなく、新たに投資をするということになれば、それはそれでまた別の問題や検討しなければならない課題が出てこようかと思うわけでございます。

ワサビの加工販売につきましても、山の家の中で加工するのか、どこで加工するんだと。どのような形でどなたに販売をするのかということが、この資料では全く明らかにされていないと、そういうように思うわけでございます。

ですから、そういう意味では、繰り返しになりますが、再度資料をきっちり整えて、隠し事がないように、十分な審議ができますよう資料を整えて、再度提案されるように深く要請をしたいと思っております。

議長（森 温繁君） すみません、ちょっとお願い申し上げますけれども、ここで 10分間休憩したいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

1 番（沢登英信君） はい。

議長（森 温繁君） それでは、10分間休憩いたします。

午前 1 1 時 1 5 分休憩

午前 1 1 時 2 5 分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

助役（渡辺 優君） まず、最初の選定に当たっては慎重に進めるかどうか、その意があるのかという質問でございますが、これは当然にもう昨年の 12月議会等々の議論を通じまして、いろいろな議論がされました中で、これは慎重に公平にやるということを明言しておりまして、そのための選定委員会の設置要綱がございます。その中にも、指定管理者の選定を公平かつ適正に実施するために設けた委員会であるということが明確になっておりまして、先ほど来申しておりますように、私を含めまして7人の選定委員の皆さん方の点の平均点ということで、1人や2人の選定委員の数値での決定ではないことをご理解いただきたいと思います。

そうした中で、先ほど私も述べさせていただきましたが、業務としていろいろな業務が記載されておりますが、大きくは事業の内容が施設の効用を最大限に発揮する、またその内容が管理経費の縮減が図られるものであること、またその計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること、また地域との協働・協調により、地域振興に貢献が図られるものであること、また市民を初めとする利用者の平等利用が確保されること、これらを選定基準の中心に置きまして選定をしております。ですから、大変慎重に、また公平に審査をしておることは、もう言うまでもございません。

それから、申請書がない、参考資料が少ないという件でございますが、今回こうした公募による選定というのは、皆さんもご承知のように下田市にとっては初めての方法でありました。ですから、県並びに事例の先進地等々から十分にその情報をいただきました。当初、我々といたしましては、今言いましたように公平公正にということですから、できる限り申請書の内容を皆さんにお示しいたしたいと。できたら申請書そのものを見ていただきたいと思います。

という思いがあったんですが、やはり企業のノウハウ等々が記載されているということで、申請書そのものを公開するのは、やはりうまくないというような県、並びに先ほど言いました先進事例の中で示されております。

例えば、極端な言い方ですが、一つ企業ノウハウとして、この施設が通常日曜日が休館とか年末年始が休館、そういうことがあっても、より有効に活用したいという企業が、そこは開場、開演しますよといったものを出したときに、やはり企業ノウハウの一つであるということも示されておまして、これらにつきましてはの公示につきましては大変慎重を期し、ただやはり議会議論をしていただく中で、沢登議員が言われるように少ないという指摘があるということでは困るということで、その申請書の内容を提出者、申請者の了解を得て集約をさせていただいたのが、それぞれの参考資料に記載のとおりのものであります。

ただ、その他いろいろな資料が、これはもう本当にご承知のように、まず農村体験宿泊施設条例規則があります。それから指定管理者の手續に関する条例規則があります。また、あずさ山の家の募集要綱とか運営の基準、それから今言いました指定管理者の選定委員会の設置要綱、また今後、決定をいたしますれば、仕様書とか基本協定とか、また今言いました情報公開条例、関連する条例や規則が多々あります。これらについては、当然、市の条例規則、要綱等がございますので、いつでも見られる状況にあります。

ですから、我々といたしましては、企業ノウハウ等々も考慮した中で最大限の提出資料ということで集約をさせていただいたものでございます。

それから、収支のマイナス分を自主事業で賄うは本末転倒ということでございます。

この中で公募要綱の中で、今までどのぐらいかかったかということを示すべきだということでございますが、当然これは今までの運営管理の状況を、公募の際、応募者にすべて明示をいたしました。その結果の経費での申請に掲示された金額ということで理解をしていただきたいと思えます。本末転倒というか、我々といたしましては、先ほど私が5項目ほど述べましたが、その中にやはり大きな目的の一つとして、経費の縮減、こういうものは、その選定の判断に大きく作用したことは、間違いのない事実であります。

それから、単独の経理ということでございますが、当初ヒアリングの中では、企業は6月決算ということでは言われておりました。しかしやはり月々の報告等も含めまして、明確に経理管理をしていただきたいということで、3月、市の会計年度と合わせて報告をするということで、これは答弁をいただいています。

それから、自主事業のうちに、ご承知のとおり提案がございました。この中には、それ

それぞれの許認可を有すると思われる事業も申請の中に提案されております。当然にこれもヒアリングの中で、各委員から許認可を要する事業については、やはり一つ一つ指定管理者側で申請を出していただくということで、これも合意がされているところでございます。

あと、答弁漏れのことにつきましては、担当課長、また担当事務局の方から答弁をさせていただきます。

議長（森 温繁君） 番外。

農林水産課長（金崎洋一君） ただいまお話のありました自主事業の内容につき、沢登議員の方から土づくり、それから水の販売、それからワサビの販売等はどういうふうなことを考えておられるのかというお話をいただきました。

私どもが直接お尋ねをして、まず有機栽培の土づくりということでありまして、これは現在既に事業者がふん尿、魚かす等を利用し、資源のリサイクルを既に実施している。これに改めて腐葉土等の有効活用をできるものを活用していきたいんだと。特に施設や何かをつくる予定はないと、このようなお話をいただいております。

それからもう一つ、飲料水の関係のお話がありました。飲料水につきましては、狩足の水源というようなことがありまして、由緒あるところだということで、そういう水を活用して、上水道にない、塩素等の含まれていない水を食堂等で利活用していきたい、そういうことで、井戸を掘るような予定を聞いております。

それから、ワサビ等ですけれども、これは四季折々の摘み草料理等とあわせてワサビの加工をするということですが、これも当然、山の家の施設の中では行わないということで聞いております。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長補佐（平山廣次君） 経理区分についてですが、募集要綱では指定管理料及びその他の収入は、団体が他の事業等で利用することとは別の口座で管理することが望ましいという形で募集をかけました。それに基づいて今回取り決めを行いまして、指定管理業務に係る収入及び支出は、他の口座とは別の口座で管理する。それと、指定管理業務に係る会計処理は、他の事業から区分して経理するという取り決めを行っております。

以上です。

議長（森 温繁君） 何か答弁漏れあります。振興公社の理事会の件。

市長公室長。

番外。

市長公室長（出野正徳君） 確かに沢登議員が言いますように、振興公社の寄附行為の中では、利用計画及び収支予算の作成に当たっては、理事会の承認を得なければならないというふうに寄附行為に書かれております。当然かけるべきだと思いますが、今回かけなかったことについてはおわびしたいと思います。

指定管理者の指定申請書には、理事長、土屋光雄名で提案されておりますので、理事長については、これについては承知をしていると思います。ただ、理事会でこの内容について審議をしたかといいますと、これは審議していないのは事実でございます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 今、振興公社の理事長名と理事長の判が押されているということですが、理事長は理事会を代表する者ですから、理事会の決定なくして署名捺印がされたとしていれば、それこそまた逆に大問題であると。これはやはりきっちり振興公社の理事会を開いて、提出をし直していただくしかない課題だと思いますので、ぜひご承知おきをいただきたい。

それから、助役の方の答弁で、慎重に、なおかつ公平に審議をしてきたと、このように答弁をいただいたわけですが、そうであるならば既に市民文化会館、敷根 公園、スポーツセンター、高齢者の生きがいプラザ、加増野ポーレポーレ、ハリスの足湯について選定をしていると思うわけですが、この資料をなぜ提出できないのかと。そしてこれらの資料は、21日の新聞報道によれば、8項目にわたって評点をしたと。そして全委員、7人の委員がそれぞれ合意をして決定をしましたと。合算して決定をしましたという報道がされているにもかかわらず、議会にはそれらの資料が提出されていないというのは、どういうことなのかと。

そして、具体的に質問をさせていただきますが、なぜ株式会社栄協メンテナンスさん、応募団体2の経費に対する評価が100点なのかと。1点の非の打ちどころもないと。このような点数がどこから出されてくるのかと。この文章の中では、この実施について、「いい計画ではあるけれども、その実施方について疑問のある点もあるよ」と、こういう評価をしていながら、この経費のところは100点満点だと。こんな評価なんかはあり得ないと思うわけです。

同じように、ゼロ査定といいますか、していますのは、加増野のポーレポーレ、あるいは

ハリスの足湯等もあろうかと思いますが、これらの施設については、この経費に対する評価は何点で評価しているのかと。100点で評価していないのではないかと思うわけです。何でもこれが100点で、ほかの経費ゼロで運営しているハリスの足湯等が100点でないのかと。つじつまが合わないから質問をしているんです。幾ら公平慎重にやると言っても、それらの審議をする基本的な資料も出さずに、口先だけで公平だと言ったって、少しも公平ではないわけです。

それから、同じように新聞紙上において、栄協メンテナンスさんの申請について、こういう事業を展開するということが既に新聞紙上で報道されていますね。ところが当局の方は、プライバシーといいますか、企業の営業技術を守るんだということで明らかにしていない。そうであれば、当然、提出した企業に問い合わせて、その項目は出しているのかと、そういう問い合わせをして、申請書そのものの記載を議会に提示すべきですよ。そういう疑問を持たれるような審議の仕方をして、慎重に審議をしると言っても、慎重に審議していることには当然ならないと思うわけです。初めての選定であり、初めて公募によります指定管理者ということであれば、振興公社、それから栄協メンテナンスさん、オーチューさんですか、この三者のそれぞれの提案がどういうものであったのかは、きちり議会に出すという姿勢が必要だろうと思うわけです。それを隠すがごとく業者のノウハウ云々の理由で議会に提出しないということでは、当局の考え方の中の議論しか資料がないんですから、議論が展開できないということになるではないですか。そんな審議の仕方をする自身も、議会を軽視している、無視していると言わざるを得ないと思います。再度資料を提出し直していただきたいと思います。

それから、答弁の中で会社の定款はどうなっているのかと。経理は単独でやるにします。それなら税務の申告や会社全体の経理は、どのように提出されるのかということを知っているわけです。それについての答弁は的外れでありますし、会社の定款が出されないような秘密のものであるはずはないわけです。何でもそのような資料を添付しないのかということでもあります。1つの分社といいますか、会社としてやって経理をしているのか。経理そのものはそこで単独でやっているかもしれないけれども、全体的な栄協メンテナンスさんの一つの部署として全体の経理をするのかと、そういう聞いているんです。答えられないとすれば、そういう点のチェックを当局がしなかったということにほかならないと思いますが、いかがですか。

それからなお、あずさ山の家の応募に当たりまして、そこにきちり受付の職員を置くと

か、総括の責任者を置きなさいと、このような規定をして公募をしているわけですので、当然そういう職員を置けば、幾らの経費が最低かかるというのは、前もって見積もっているのが当然だろうと思うわけです。通常に運営していくとしたら、市としては幾らの経費が必要なのかと。振興公社が幾ら今まで経費をかけてきたのかということではなくて、応募するわけですから、当然、入札と同じように普通のやり方で、市が考えているやり方でやれば、幾らの経費が最低必要だなというのは計算されていなければならないと思うわけです。その額が幾らなのか。計算されていないとしたら、それこそまた問題であろうと思いますし、再度そういう計算をして、きっちりやり直すということを求めていきたいと思うわけです。

それで、助役の答弁の中で、若干わかりましたのは、それぞれの法の許可や申請をしなければならないと。そういうものであれば、どれとどれがそういうものであって、その許可がどのような手続でいつぐらいにとられるのかと。そしてその家と公の施設である山の家の管理が、どのように連携をしていくのかということをはっきりと明かにしていただかなければならないと思うわけですが、それらのものは、この資料と助役さんの説明では全く明らかになっていないと思います。

土のあれについては、有機栽培の用土については、ほかのところをつくって山の家で商品を並べる、あるいはそこで販売するだけですと、こういうご返事であったわけですが、狩足の水をどのような形で利用できるのかできないのか。そこら辺の判断をどうされたのかということがなければ、ここに書いてあるそれぞれの事業計画は、全く架空なものになる可能性がある。そうでないというような見きわめや保証を、どういう議論をして明確にしたのか、ご答弁をいただきたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） まず、私の方から答弁をした件については、お答えをさせていただきます。

まず、資料の提出につきまして、少ないから、「隠すがごとく」というような指摘を受けましたが、再三私が申しておりますように、また昨年 12月の議会でも明言しておりますように、先入観なしで公平公正な立場の中で、要綱に沿って選定をしたものでございます。それは当然にちまたの意見もありましたから、選定委員の中で、事前打ち合わせの中で、公平公正にこうよということを進めておりますので、そういう「隠すがごとく」のようなことは一切ないということを明言をさせていただきます。

それから、資料の提出が少ないということでございますが、先ほど私の方からも答弁させ

ていただきました。申請書の内容については、今お手元にあるこの参考資料の中に、ほぼ網羅をしまして記述をしております。そういう中で、再三申しておりますように企業のノウハウ等々がありますので、これはすべてを出せば、それは何も隠していないと。出さなければ隠しているという単純なものではなくて、やはりそういう情報公開という条例の中で、先進地、また県の見解もいただきながら最大限の許される範囲内の資料を出し、また出すに当たっては、企業の方から「この資料を出す」ということでの了解をいただいた中で提出をいたしましたものでございます。

それから、自主事業の手續等々でございます。確かにこれだけの自主事業の提案がありました。選定委員の皆さんからも一つ一つ可能かどうかという意見のようなことも聞かれました。しかしながら、今後こういう自主事業をやっていくについても、これはやはり手續条例の中でも明確に、市と協議をして、了解の中でこういう事業をやっていくということになっております。ですから、すべての提案の中で許認可を要する件があれば、これは当然、協議に基づいて申請者側が許認可を問うということでもありますので、現時点において具体的にどのような事業をやるということは決められておりませんが、そういう手續でいくということは確認をしております。

なお、やはり選定委員の皆さんから、これだけの自主事業が計画どおりやられるということ、またはやられない不安もありました。しかし、そうした中でも、企業グループを挙げて、この目的に沿った活用をするという、もし収益が自主事業として予定どおり上がらなくて、管理料については一切請求はしない、ゼロだというような明言も、委員の皆さんが大変に理解をしたところでございます。

私の方は以上でございます。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長補佐（平山廣次君） 次に、管理経費の得点であります。事務局を担当しました総務課ですので、その選定委員の協議の内容をご説明申し上げます。

まず、判断基準としまして、16年度、17年度の管理経費相当分を基準として判断いたしました。具体的には、指定管理料ゼロ円を100点として、提案金額の割合をもって得点といたしました。

以上です。

議長（森 温繁君） 1番。

1番（沢登英信君） 今ご答弁いただきましたように、選定の仕方が全く恣意なものである

ということが明らかになったと思います。ゼロを 100点として選定をしていくと、こういう答弁であったかと思えます。それであれば、そのような選定の仕方が、市民文化会館や、あるいはハリスの足湯についても、同様にされなければならないと思うわけです。なぜなのかと。全くこの山の家だけ、そのようなゼロを 100点とするというような基準を新たに設けて選定したということが明らかであると思えます。ハリスの足湯は無料ですよ。評点は 80点です。何でゼロ円を 100点にするのか、その根拠が全く明らかではない。同じ基準であれば、同じような公の施設の評点は同じにしなければならないと、こういうことであると思うわけです。

具体的に申せば、ゼロ円であってもハリスの足湯は 80点だと。そうすればこれは 100点ではなくて、80点という採点をしなければ公平ではないと。このようなことがはっきり指摘できようかと思うわけでございます。逆に市民文化会館や敷根公園は、公社としてほとんど昨年と変わらない委託料申請をして指定管理を受けていると。その評点は 60点なり 65点だと。これらの点と財団法人下田市振興公社の 20点の評点の差というのは、どこから出てくるのかと。全く恣意的な評価をした結果として、65点と 20点の差がここに出てくると。こういう選定をしているということが明らかではないですか。こんな評価をしていて慎重公平にやったなんて、とんでもない答弁ですよ。

しかも、指摘しましたように、これらの事業はそれぞれ法的な手続等々が必要だと助役は言いながら、18年度から実施をすると書いてあるわけでしょう。4月から実施をすると。どう実施をするのかの審議もできないではないですか、この資料だけでは、これだけしか申請書に書いていないとすれば、全くその実施が危ぶまれるということになりはしませんか。その答弁が全くされていないということだと思います。

それから、そういう意味では、施設を野営の宿舎や農村食堂等々がここに記載されてありますが、今ある山の家を施設を改造するなり、手だてを加えるなりするようなことがあるのかないのか。あるとすれば、それらの 帰属というのはどういう形態になるのかと。会社のものになるのか、あるいは寄附していただいて市のものになるのかと。それらの点も明らかにされていないと思います。

しかも、振興公社については、先ほど土屋議員からの指摘がありましたように、世話人會がかかって応援団という形で地域の方たちときっちり結びついていると。そのような地域の人たちの要望を、この 8 項目の評点の中でどのようにされたのか。全く役所の立場のみで財政的にゼロが最大だと。公の施設の管理として少々問題があるにしても、目をつぶろうかと。

このような当局の姿勢がこ こに見え隠れしているような気がするわけでございますけれども。なぜなら、やはり振興公社の振興をどのように図っていくのかということは、当然、理事や評議員、これにかかわる地域の人たちの大きな課題であるわけです。助役もかつては理事であったと思うわけですが、その人たちが自らの責任を果たそうとせず、山の家の振興公社の一職員にこの企画書をつくらせ、そして提出して審議にかけると。このような形態がこの審議の中で明らかになってきていると思うわけです。理事会も評議委員会も開いていないと。このような状態では、繰り返しになります、きっちり手続をとってやり返していただかなければならないと思うわけです。

それから、先ほど質問しました施設の管理形態について、しもだネイチャークラブあずさ山の家、総括支配人がいて、総務課があり、施設課があり、アウトドア課があるというような形の図表がそこについてございますが、これらの栄協メンテナンスさんの職員が山の家に勤務をされるのか。あるいは栄協さんの全体的な会社の組織の中に、このような組織図が設定をされるのか。この資料だけでは明らかになっていないと思いますし、先ほどの経理をどうするのかと、定款がどうなっているのかということも含めて、あわせてお答えをいただきたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） まず、自主事業によりまして投資をした施設の帰属問題でございます。これはもう当然に3年間の委託をするという提案でございますから、3年後、4年目から必ずしもこの業者が引き続き指定管理者になる保証はないわけでございます。ですから、当然に自主事業として投資をした施設等々の帰属については、やはり選定委員の皆さんからも質問が出ました。企業としては4年目以降も引き続き指定管理者として、そういう制度がある限り努力をします。そして努力をすることとは、やはり地域の評価であると。これについても、一定、評価的なアンケート等々も踏まえまして、完全に引き続きできるような最大限の努力をしていく中で、もし撤退するというのであれば、これは市と協議をした中で、市が必要であれば、それは全部請求せず、帰属させるという答弁もいただいております。

それから、ヒアリングの中で特に振興公社、地域の応援団の組織ということは、これは評価の中にも記載してありますとおり、大変高く評価をいたしました。反面、今までも振興公社の役割というのは、やはり地域との協働の中での地域活性化だと。今までの経過の中でそういう組織もできたけれども、なかなかうまく生かされなかったと。今回、指定管理者制度という制度の中で、地域がぜひ振興公社を応援していきたいという自主的な組織ができた

いうことは、評価はするけれども、何で今までできなかったのというような質問もされました。今までの活動がなかなか思うようにいかなかったことの反省の弁は述べられましたが、今後こういう形でやっていくということで、これは評価をし、その採点の中でその評価があらわれるかと思えます。

それから、何で 100点なのかということも、大変これも選定委員会の中で議論をいたしました。やはり大きな配点といえますか、採点配分でございます。そうした中で、やはり要綱に沿いまして、配分等々につきましては、選定委員会で決定するというに基づいて、本当にもうこれは議論をいたしました。私が幾ら説明しても、沢登議員は「公平公正だと言ったって、何らそれは示されていないじゃないか」ということなんですけれども、もうそう言われてしまうと、私は何を言っているかわからないような状態になりますけれども、本当に今までの経過を踏まえて、慎重公平に審査をいたしました。そしてこの 100点については、やはり管理経費、これを基準にいたしまして、やはり初めての三者による公募という採点の中で決定を得たわけでございますけれども、管理料委託がゼロの場合はもう 100点、それから先ほどうちの補佐の方からも説明がありましたが、17年度の振興公社への委託管理料を基準にいたしまして、現在提案をされた管理料分の幾つという形の中で、1 から引いて 10何点、50何点ということの表を直近で切り上げまして配点をしたのが、この数値となっているものでございまして、この点についても指摘のとおり十分に協議をして、やはり目的に沿った活用の中での大きなポイントの数値であるということは認識しつつも、そういう配点をしたものでございます。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか……

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 答弁漏れですね。答弁を求めます。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長補佐（平山廣次君） 選定委員会の中で、今回 3 事業者からの提案があり、その提案に基づく団体を選定するということになっております。ですから、今回改めて配点の方法及び選定の区分等を事前に協議しまして、前回とは違ったような形になったかもしれませんが、3 事業者の中から今回の提案優秀者を選ぶということでありますので、こういった配点で行ったということになります。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 提案の自主事業については、こういう事業をやりますよと。そしてその事業の一つ一つを具体的にどうやりますかということは、提案の中には必要ないし、不安に思った部分については、選定委員の皆さんから質問がされ、先ほど課長の方からも答弁されたような相手側からの答弁があったという ことで、先ほど来言っていますように、今後、その自主事業一つ一つについて協議をし、その手続上の問題についても、何度も申し立てますが、申請者側で許認可を得ていくという形で選定委員の皆さんが理解をしたものでございます。ですから、具体的に申請書の中にも、こうしていく、ああしていくという記述はございません。

議長（森 温繁君） ここで1時まで休憩したいと思います。

午後 0時 4分休憩

午後 1時 0分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑 を続けます。

3番。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 失礼しました。1番、沢登議員の質問に対する答弁、漏れているところがあるようでございますので、答弁をお願いいたします。

〔発言する者あり〕

1番（沢登英信君） 当局の出した資料の施設の管理について質問しております。ここに掲載した資料は、どこを基本にして、どのような形態で出されているのか。こういう質問をしましたが、答弁がなされておられません。当然、会社の定款等も明らかにせよと。議員に提出してほしいと。資料を提供せよという質問に対して、答弁をして いないと。ここにある資料だけで議論をしてくださいという答弁に終始していると。何ら定款等は提出して差し支えない資料であると思うわけです。審議に必要な資料、選考委員会が審議に使ってきた資料の差し支えないものは、すべてここに出すということが必要であると思いますし、なぜ出せないのかの明確な答弁を、2点目として、そういうものについていただきたいと。

それから、具体的な採点について言えば、1つのケースで考えますと、栄協メンテナンス、経費が100点でございますが、ハリスの足湯については、例えば 80点だというぐあいに想 定

をしますと、ここも同じ無料でやっている。100点を80点到訂正し直すと。それから振興公社の20点についても、かつて16年は1,500万円、今年は9,600万円、さらに800万円程度でやるよというような努力の経過から言えば、振興公社に評点した金額の最高額以上のものをここに評点すべきだと。そういうことになりますと、これは20点ではなく70点の評点をすべきだと。そういうことになりますと、片や振興公社は360点台、栄協メンテナンスは340点台と。この評点は逆転をするけれども、そういうことになりはしないかと。具体的に言えば、そういう質問をしているわけです。それに対するきっちりした答弁が何らされていないと。ゼロを100点にしたという答弁しかしていないわけです。同じゼロ円のもを100点に評価してなくて、80点なり何点なりで評価していると。ここの違いは何かと。こういう質問に対して、何ら誠意ある回答を一つもしていないという思いでございます。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） まず、配点の件でございますが、沢登議員、今までの特例ですか、単独の候補者の中で、契約をした部分についての配点が、特に8の管理経費に係る評価ということで、おかしいのではないかと指摘でございます。これはここに一覧表がございますが、まず配点、100点というものは、敷根公園、生きがいプラザ、市民文化会館、ハリスの足湯、それから市民スポーツセンター等々、これは全部100点でございます。それからポーレポーレについては、配点が90点でございます。そして今回、あずさ山の家につきましても、ポーレポーレ以外の100点に準じて、配点は100点という形にさせていただきました。この中で採点の基準がこのような形になったというのは、やはり一つには管理経費ですね、公費から支払うべき金額について、どのような基準で採点を決めたらいいかということは、これはもう選定委員会の中で十分に議論をいたしました。やはり3年間の全体の公費支出が2,400万円弱、1,100万円強、またゼロという場合に、これもやはり今の状況からすると、大変大きな効果がある提案だということで、この部分については、先ほど言いましたように一定の計算の基準の中で算定をいたしまして、そして管理料ゼロの場合は、もう100点。それから分母分の分子でやりまして、1から引いた金額が40何点の場合は、この配点の中で切り上げて60点、それから10何点の場合は20点と。そういうふうなことを選定委員会の中で決定をいたしまして、配分をし、採点をしたものでございます。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） ハリスの足湯につきましても、管理経費に対する評価は80点です。そ

れから加増野ポーレポーレについては、82.8点でございます。ただ、この採点は、一つ一つの施設について採点をするということになっております。ですから、今回の山の家については三者の競合の中で配分を決めたということで、今まではそれぞれの一定業者ということでやっておりますから、こういうような形になりましたけれども、今回は明確に管理料について、点数に反映させるのが妥当だという判断でさせていただいたものでございます。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 答弁漏れですか。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） だれか答えます。

番外。

総務課長補佐（平山廣次君） 株式会社栄協メンテナンスの定款ですが、必要事項について抜粋して提出いたします。あと印鑑等がありますので、そういったものを当然除いて提出することになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長補佐（平山廣次君） 12月に行った指定の議案の中で、下田市市民文化会館、敷根公園、下田市民スポーツセンター、高齢者生きがいプラザ、加増野ポーレポーレ、ハリスの足湯、これにつきましては、得点と得点の選定結果一覧表はホームページで掲載されておりますので、それも出します。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） それでは、3番 伊藤さん。

3番（伊藤英雄君） 何点かお尋ねします。

栄協メンテナンスが、定款が出ていないのではっきりしないんですが、実施する事業がここに書かれております。アのところにホテル、ビル等建物及び附帯施設の清掃管理及び清掃器具の販売及び取り付け工事ということで、体験宿泊施設はこの項目でできるんだろうと思うんですね。

それで、あずさ山の家については、昨年12月議会での私の質問の答弁にもありましたけれども、農村振興が非常に大きい重要なポイントだよという答弁をいただいておりますが、この農村振興というものは、栄協メンテナンスの定款の事業内容としてあるのかないのか。大事なことはここに抜粋したとありますが、これを見る限り、農村振興に関するものは見当

たらないですね。強いて言えば、その他の収益事業、ここで農村振興をやるんだと、こういう理解になるかと思うんですが、そうしますと、収益事業として農村振興をやるということが、どうなのかという問題が出るかと思うんですね。

ちなみに、栄協メンテナンスさんでは指定管理料はゼロになっておるんですが、平成 18年、19年、20年の提案を見させていただきますと、18年において約 730万円利益が出ますと。19年においては1,700万円出ますと。平成 20年においては約 3,600万円の利益が出ますと、こういう計画になっておるわけです。それで、事業をやって利益を上げる。これは大変結構なことでありまして。指定管理料が無料なもの、これまた大変いいお話であります。

しかし、そもそも収益事業を市の施設でやらせる必要があるのかと。普通、店舗を借りて事業をやらうとすれば、家賃を払うわけですよ。家賃を払って自分で事業をやって、そこで商売してもうけるわけです。市としては、この山の家で事業をやって利益を出していただくと、こういうことが本来の目的ではないと思うんですがね。

この観点からいけば、指定管理料がゼロ 円が 100点という、これはあくまでも経費がかかるところがかからないからいいよと、こういう観点だろうと思うんですが、実態としては、ここで事業をやって利益を出すというお話なんですね。事業をやって利益を出すというお話であれば、これは申しわけないですけども、家賃を払ってもらわなければ困りますよと。こういう議論が出てくるのではないかと思います、その点が1点。

もう一つは、先ほど言いましたように農村振興が定款上あるのかないのか。それで農村振興はどのようにして担保されるのかということですよ。これは地元と連携していきます何とかと言いますが、地元との連携がイコール農村振興に本当につながるのかどうか。12月議会においては、私の答弁にツリークライミングをやっておると。それからジネンジョの方をやっておると。これが農村振興だという答弁をいただいたわけですよ。今回の栄協メンテナンスさんは農業団体でも何でもありませんから、ご自身が農業をやるのか、あるいは農業をやっているところの販売をやる、その仕入れをやるのか、その辺が明確ではないんですが、いかなる農村振興というものにいくのかと。

それから、先ほどの忍さんの質問に対して、地元の評価が一番大事なんだという答弁がありました。大変結構なお話だ。しかし、私が知っている限りでは、この選定委員会に地元の人が入っていないんですね。つまり契約をして3年間の評価については地元の意見を聞くよと。しかしながら、ここを採用する選定において、地元の意見が聞かれたのかどうか。選定委員会として、地元の意見、どのような地元の評価があって、この評価点数の中に地元の評

価はどのように反映されているのかということですよ。それがなければ、3年後には評価を
しますといったって、保証がないと言っておかしいけれども、単なる言葉遊びになってい
るのではないかと。今回の採点だって当然地元の評価、農村振興につながっているものがど
ういうふうにあるのかと。それから3年後、地元の評価というのはどうやって反映していく
のか、その方法。3年後の選定委員会には地元代表を入れるとか、はっきりとした評価の方
法、地元の評価を取り入れる方法、ここの説明がないので、それをしていただきたいとい
うことですね。

以上、説明をお願いします。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） まず、1点目の収益施設を、市の施設であるにもかかわらずやらせる
理由というか、指定管理者制度を導入する理由があるのかということであろうかと思いま
す。これも今までも議論をしていただけてきました。確かにあの施設がこういう形になっ
た場合に、公の施設であるかないかの議論から、また始めなければならないかと思いま
す。ご承知のようにこの施設は、先ほど担当課長の方から報告がありましたように、平成4年だ
ったと思いますが、県の補助金等々、間接補助事業でしたが、いただきまして建設した経
過がございます。そのような形の中で、一定の期間はやはり公の施設として管理をする
責務がございます。しかし、こうした中で、指定管理者制度、利益を出すという提案にな
っておりまして、この点についても、選定委員会の中で質問もし、議論もいたしました。

今、伊藤議員が言われたように、収益が出るのなら、家賃といいますか、こちらにもそれ
なりのあれを欲しいよというようなことも、正直言って意見で言ったわけでございま
す。ただ、我々としては、今まで他の施設の指定管理制度を導入したときに、先ほど来
言っていますように、ポーレポーレと足湯については、指定管理料ゼロという、そのほ
かについては、振興公社に一定の積算の中で、これだけ払うよという形で あったわけ
でございまして、今までの山の家の管理の状況を見たときに、実際は指定管理料ゼロ
ということは、想定をしていなかったのも事実であります。

しかしながら、いざヒアリングをやってみまして、申請書の内容から、このような提案
があったということで、それはそれで一定の評価をしておりますが、やはり利益が出
た場合はどうするのかということの中で、この3年間については当然、指定管理の積
算の中で出るといっていかせてもらおうと。

なお、一定の利益が出た場合は、基金を創設して、地域振興のために使うような
形を考え

ていくというような答弁もございました。

そのような形の中で、確かに今後、この施設が公の施設として存続するかしないかについては、議論をしていくべきだと思っております。

それから、定款の関係でございますが、後ほど提出させていただきますが、これもまた委員の皆さんからの質問がありました。現在、議員言われたように、特に宿泊施設についての管理運営が定款にないのではないかというような形、これも十分、申請者は承知をしております、議会で議決をいただければ、これは定款変更の中に宿泊施設を加え入れるということでございます、そうした中での農村振興になるのかということでございますけれども、特に定款に農村振興というような形は必要ないかと思えます。今言った具体的に宿泊施設の管理運営という形で加えさせていただければ、これは可能であろうかと思えますし、また農村振興、一番注目を浴びることでございますけれども、これはご承知のように管理条例もございます。そしてこの体験施設がどういう形で地域に貢献するのか、どういう形で運営していくかということは、明確に記載をさせていただきます。

ですから、勝手に自分たちでこういうことをやる、ああいうことをやるということではなくて、先ほど来言ったように、それぞれ条例とか管理運営の基準とか、応募の要綱の中にも明確に記載をさせていただきますので、一つ一つ自主事業、この事業が農村振興になるのかの協議の中で、許認可等々の必要なものはとりつつ、進めていくことになるかと思えます。

それから、地元の評価ということでございますが、これは今、選定要綱の中で、先ほど来言っていますような形の選定委員が存在いたします。確かに地元の評価ということであれば、今後、選定委員会の委員も、好きこのんでこの委員になっているわけではございませんけれども、職務として命令をされ、委員になっております。ですから、今後そういう形の中も、委員の中でぜひ地元の方々も委員の中に加えるということであれば、要綱でございますので、今後検討をしていきたいというふうに思っております。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 今の答弁にありましたように、これが収益事業として成立をして、運営をされていくということであれば、指定管理者制度のいう公の施設かどうかについては、疑義が出てくるところなので、その辺は3年の経過を見ながら、しっかりと検討していただきたいと思えます。

それから、2つ目の定款の問題なんです、ご承知のように企業は定款にない事業をやることは法的にできないわけですね。できないところに申請が出されて、これが採択される

ということに問題がないのかどうか。つまり選定されて指定管理者になった後、定款を変更するというのは、順序としては逆なのではないかと。そのことに問題はないかどうか。少なくともこの選定の結果を出す前に、当然、定款の変更が前提条件として言われなければならないのではないかと。

12月に答弁をいただいたときも思ったんですが、農村振興というのは非常に抽象的な概念でもって、なかなか具体的にこれが農村振興だというのは、言えるようでいて言えないわけですよ。その言えるようでいて言えない、非常に抽象的な概念をもって振興公社にやらせる、あるいは山の家を存続させるという形で来たんだけれども、今後そういったあいまいな概念で物を判断していくのではなくて、やはりもっと現実にのっとった、現実的な議論をしていく必要があるのではないかと。正直言えば宿泊施設なんですよ。そこで農村の体験、それは野菜を取らせるとか田植えをさせるでもいいんですが、そういうものとセットだよということなんだろうけれども、そもそもそういうのを観光客にやらせることが、本当に農業の振興として役に立つのかどうか。観光の一形態としてはいいんだろうけれども、農村振興になるのかどうかという根本的なところで非常に疑問がある。そこも踏まえて、この山の家については、今後、下田市としてどうするのかということ、しっかりと検討していただきたい。

それから、地元選出の選定委員を選ぶかどうかということは、それがいいかどうかというのは、いろいろな公の施設がそれぞれの性格を持ち、それぞれの使命を持っているから、一概にどんな人間が選定委員になればいいのかというのは難しい。ただ、答弁の中で地元の評価が大事だということであれば、これは山の家について言えば、当然、地元の意向というものを反映させる形が望ましいのではないかと。ただ、そうなると選定委員会のメンバーが、公の施設ごとによって変わっていくということが起きるわけで、それまたそのことがいいのかどうかという問題も起きてくるかと思うんですね。

したがいまして、指定管理者制度も十分な準備ができない中で進められたということもありますが、今後その辺の整理をやはり早急にやっていく中で決定をしてほしいと。特に振興公社については、2年間という枠の中でゴールが決められているので、今言ったようなところもしっかりとやっていただきたい。そのことに対する答弁をいただきたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 定款の件につきましては、現課の担当課長の方から答弁をなされるということですので。

今、山の家、今後どうするか、これはしっかりと議論してほしいよということで、冒頭、私の方の説明にもありましたように、確かに今後十分な議論をしていくべき施設であろうかと思えます。

また、地元の評価については、これは当然に現課がありまして、常々、現課がその施設を現課としての維持管理の部分においても、また活用の部分においても、地元の方々との協議はしているわけでございますけれども、これにつきましても、今、議員言われたように、どういう形の組織が地元の評価が一番適切に得られるかということを中心に、議論をしていきたいというふうに思っております。

議長（森 温繁君） 番外。

農林水産課長（金崎洋一君） 先ほど定款の内容が、既に審議の時点で変更されるような議論はいけないのではないかということのお話でしたけれども、先ほど選定委員会の委員長の方からもお話がありましたように、ないものについては、それを期日までに用意をする、改正をする、訂正をするということで動いております。既に私ども、先ほど言われました宿泊業等についても、定款において変更がなされている、記載されていることを確認しております。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

10番。

10番（小林弘次君） 大変長時間にわたりまして審議は進んでいるわけですが、多くの議員の皆さんが問題点等について議論されたわけでございますが、私もこの問題について、少し当局の説明を求めたいと思います。

まず、あずさ山の家がつくられたのが平成4年で、この時期というのは3期山村振興事業ということで、稲梓地域を中心として、山村振興ということについて、国や県の公共事業が行えると。こういうことを反映しまして、たしか県から6,000万円から9,000万円ぐらいの補助金をいただいて、4億数千万円の工費をもってつくられたと。しかもこの施設は、一種の地域振興と、そして都市との交流という、交流と地域振興というものをあわせ持った、そういう施設としての活用ということで、県や国から認可を受けてつくられたものだというふうに理解しているものでございます。

そういった中で、この間、管理が行われてきたと。基本的には有料施設としては、宿泊して市外の人からは4,000円、市内の人からは3,000円という、これが基本的な施設の運営に

当たる収益になっているわけです。

その他、この間、自主事業として行われたのは、例えば炭焼きの体験であるとか、あるいはしめ縄というか、12月のお飾りづくりの体験であるとか、あるいは竹細工、かご等の体験とかと。こういうような格好で、決算数値で見れば、大体泊まりにくるお客さんが2,000人内外で、収益として約900万円から1,000万円の宿泊収益、そしてあと炭焼き体験とかそういったものは、ある意味では無料に近いような形で、全体の利用者は5,000人内外と、こういう状態がこの間の実態だったと思うんです。これに対して、下田市が管理委託料を支払っていたのが、大体年間2,000万円ぐらいではないかと思います。

これは逆に、指定管理者制度からいきますと、いわゆる指定管理者制度になると、収益、要するに宿泊使用料というのは指定管理者に入るわけですから、それを差し引きますと約1,000万円ぐらいですね、要するに宿泊収益を差し引いたものからいきますと1,000万円ぐらい持ち出しで行っていたと。これがこれまでの経緯であろうと思います。

そこで、今回の当局提案は、まず財政難の折、ただで、要するに管理費はゼロ円であるということに大変魅力を感じ、ここでゼロ円でやっていただくという、こういうふうなことで提案しているということがよくわかるわけです。財政難の折、どうも2,000万円だけれども、実際は約1,000万円近くは下田市に入ってきたわけでございますから、約1,000万円ぐらいの管理委託料ということだけれども、これもただだと。しかし、基本的には公の施設の管理を、名前が指定管理者であれ何であれ、その施設の管理をお願いするには、その施設の目的、設置の目的や施設の内容に沿って管理をしていただくということ以外にはないと思うんです。伊藤議員もおっしゃられましたが、そういう原則があるんだろうと思うんです。すなわちその原則は、助役さんも認めておりますが、あずさ山の家に関する、設置管理に関する条例に基づいて管理運営がなされなければならないと思うんです。

そうしますと、今回、私はゼロ円になる根拠として提案されているオートキャンプ場、あるいは農村食堂、あるいは飲料水の販売事業、その他含めまして、一種のいわゆるあずさ山の家の施設の設置の目的から言って、いかがかと思われるような内容も、含まれているのではないのかというような感じがするんです。

その点におきまして、例えば質問の第1点は、提案された事項は、ことごとく下田市はこれを、指定管理者がこういう仕事を行うということについてはフリーだ、自由だと、こういうふうに理解していいかどうか、これが第1点です。例えば飲料水の販売ということがあると思うんですが、飲料水の販売をするには、当然、滅菌をしたり、あるいは採水、水を取

ったりする施設、かなりの、恐らく数千万円の投資が必要だと思っんです。あるいはオートキャンプ場をするにしてみても、オートキャンプ場をする施設、そういったものをつくらなければならないと思っんです。

したがって、提案されている事項、提案者は自由な提案をしていると思っますが、これは市の設置管理に関する条例上、ことごとく合致し、それらが行われてもいい、行われるものかどうか、これが質問の第1点。

第2点目は、いわゆる公の施設の施設の管理に当たりまして、指定管理に当たって、基本的にこれまで市当局が説明してきたのは、施設の基本的な維持管理に必要な経費は、指定管理者側が負担してくださいよと。施設の根本的な改修・改良等については、設置者である下田市がやりますという、これが一つの原則だと思っんです。そうしますと、資本的な投資を伴うこの事業については、下田市がこの提案を受け入れて、例えば先ほど申し上げましたような極論からいけば、飲料水の販売の必要な施設は、この施設をあそこにつくるということについては、下田市が負担せざるを得ないと、管理の運営の原則からいくと、数百万、数千万円かかる施設を。その他のそういうものをしなければならないという、そういう点があると思っんです。

そこで、質問の第2点目は、このあずさ山の家の施設の増床、拡大、これらの提案を受け入れて実施していただくには、それなりの施設の拡充というものが必然的に迫ると思っんです。現在の施設をそのまま活用してできるというものと、新たに膨大なあそこの施設で資本投資をしなければできないものがあると思っんです。それは素人考えで、私、そういうものがあると思っんです。そういうものの費用の負担ということが、指定管理者にさせることができるのかどうなのか。これはできないと思っんです。公の施設である以上、できないと思っんです、さっき言った原則論から言って。その辺のところはどういうふうになるのか。今回初めてこういうケースでございますから、まず明確に、その点は最初ですから、していかないと、後日の問題になると思っんです。

したがって、質問の第2点は、提案されたさまざまな事項、さまざまな事業を進めるに当たって、新たな資本投資、施設の改修というものを伴うものが出てくるのではないのか。そういう問題について、問題点がないのかどうなのか。これが2点目であります。

3点目に、ゼロ円ということで、大変財政難の折、下田市にとっては結構なお話だというふうに市当局も申し、私たちも大変結構なお話だと思っます。そこで、配られた資料だけからしかわかりませんが、平成19年度ですか、見えないんですが、6,600万円、6,000万円余の

収益が上がりますよと。その次には約 8,000万円ですか、さらに1億 2,000万円ですよという。これは率直に言って1日1人 4,000円の外部からの宿泊料、そして市内からの宿泊 3,000円という、この基本的な料金収入というものからこれを得るということは、極めて 難しいと思うんです、年間 6,000万円からの。先ほど申し上げましたように、下田市が振興公社でやっている間、せいぜい 1,000万円弱。最低、やはりそうしますと、来年度 6,600万円という収益を上げるという、宿泊にそれだけ持っていくというのは至難のわざだというふうに思うわけです。そういう点で、今回出された収支の状況というものは、大変安いからいいなということだけでの議論ではなくて、その数値が本当に実現可能な数値であるかどうかということを検討はされたのかどうなのか。この3点についてお伺いします。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 1点目の提案した自主事業は自由にできるのかという質問に対しては、これは指定管理者制度、またあずさ山の家の性格からして、提案された事業について、現課の方で担当の県の部局と協議をしております。これらについては回答も来ておりますので、担当課長の方から答弁をさせていただきます。

それから、施設の改修について、投資、条例上、市の責務で、勝手に指定管理者ができないのではないかということですが、これらについては、先ほど来申していますように、一つ一つの事業について協議を受け、それに対して回答をしていきますが、それらが妥当な線ということであれば、協定書をこれまた結びますものですから、その中に明確に記述していく予定でございます。

それから、自主事業の収支でございますが、確かにこの収支、予算見積もりの中では、選定委員の皆さんからも、実際にこれだけの収益が見込めるのかという質問がありました。大変大きな収支でございます。ですから、先ほど来も答弁いたしましたが、万一この計画どおりの収支がなかった場合にどうなるのかという質問の中でも、全力を挙げてこの提案の計画に沿って実施していくと。当然これは今まで申したとおり、市の方との協議の中で進めていくということを前提に、もし計画どおり収益が上がらなくても、指定管理料については3年間、これはもうゼロで結構ですというお話がいただけました。ですから、採点表の中にも明確に、やはりこの自主事業について、提案は数多くありました。そしてこれらについての実現性も含めまして、採点はやはり振興公社と比べた場合に、振興公社の提案はわずかな提案でありましたけれども、確実な提案ということで、評点的には高い数値が出されたと思います。しかし、小林議員が今言われておりますように、こういう財政難の中で指定管理料ゼロ

ということは、大変な魅力といたしますが、赤字でも3年間はゼロでやるというこの決意は、選定委員の皆さんが高く評価をしたことは、間違いのない事実であります。そういうことで十分に検討をいたしました。

議長（森 温繁君） 番外。

農林水産課長（金崎洋一君） 提案された各事業が、それぞれ問題なく実施できるのかできないのかというご質問だったかと思えます。私ども、提案者の方と話をした中、あるいは選定委員会さんからの情報を得た中身、内容をもって、県の担当部局、賀茂農林の方ですけれども、こちらの方で逐一協議をさせていただきました。わからない点については本庁まで連絡をとっていただきまして、今提案されている内容について、要綱に合わない、全くまずいというものはないと、このような返事をいただいております。

以上です。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 私が質問したのは、やはりあずさ山の家は基本的には地域振興と、都市と地域との交流という、こういう設置の目的があった形での管理運営ということが、公の施設としての基本的なものでなければならないのではないかと思うんです。設置の目的に合った管理運営ということを進めるという、これがまず第一だと思うんです。

そういう点で、現課の農林水産課長は、県にも問い合わせたけれども、設置の目的に逸脱していないという、こういうご答弁でございますから、それはそれといたしまして、ただやはり助役さんの答弁の中で、私が申し上げましたように、そうしますと基本的には業者さんはこういう提案をしてゼロ円で受けたのだから、こういうことをすることについては、提案されたあらゆる要するにお金もうけにつながるような仕事をするということについては、ことごとく認めてもらわなければ困る という、こういう点が生まれると思います。これは当然だと思っただけですね、助役さん。ゼロ円でやったんだから、これはだめ、あれはだめと言われては困るよと。これは当然だと思います。

そこで、私がさっきから言っているように、公の施設の管理の基本原則、そして指定管理者制度の基本原則から言って、協定でオートキャンプ場をやっていいよと。料金は幾ら取ってもいいよ、あるいは農村の飲料水を売る事業を進めるに当たって、その施設内に工場をつくってもいいよ、あるいはその施設内に例えば食堂その他をつくってもいいよと。冷蔵庫やその他、管理施設の内装その他はいいよと。こうなりますと、やはり後日の管理運営について、多大に公の施設管理等から逸脱することになると思うんです。すなわち、一つの施設

内の資産の中に、指定管理者の資産と下田市の資産といろいろごちゃまぜになって、收拾のつかない結果になるのではないのかと、こういうふう思うわけです。

そこで、この点だけは明確にさせていただきたいと思うのは、公の施設の管理に当たって、その原則が逸脱しますと、今後、例えば市民文化会館で食堂をやってもいいですよと。お金もうけ、要するに文化会館でゼロで、そこで食堂をやったり衣料品販売をしたり何をして少し経費を稼ぐんだと、こういうことにもなりかねないと思うんです。また、敷根公園のこの指定管理者のもので、そこで大きなスポーツ用品の販売店を開くんだと。それはもし市が金がなければ、おれがつくってやるんだよと。こういうことにも道を開くことになると思うんです。

ですから、私は今提案された事項の中で、正確にはよく当局は説明しませんが、オートキャンプ場であるとか、飲料水 要するにペットボトルで水を売るんだらうと思うんですよ、ペットボトルで簡単に言うと飲料水を売るというような、例えばこの近くでは観音温泉の観音温泉水とかというので、要するに無菌の水を売るという、こういうものだらうと思うんです。そうだとしますと、その無菌の水を売るための施設というのは、やはり単純に井戸を掘って、その井戸水をペットボトルに詰めて売るというわけにはいなくて、それぞれのそれなりの滅菌の施設なり、あるいはペットボトルに充填する施設なり、一定の工場的なもの、工場施設、こういうものをあれしななければならない。こういうものは、市は出さないから、あんたが勝手につくってやりなさいよという、これでは余りにも、そういうのは 協定でやるかやらせないかは決めるという、これではちょっと助役さん、答弁がおかしいし、原則論から逸脱しているのではないのかと。

少なくとも、私が申しあげましたように、公の施設の委託、要するに指定管理者に対する指定をお願いするということについては、基本的にはそこから上がる収益は指定管理者の収益になり、その他の必要な経費は下田市が出しますよと。これが指定管理者制度の原則だと思うんです。この施設を自由に使ってお金もうけ、要するに収益を上げて、ただにしてくださいよという、こういうものではないと思うんです。この施設 を自由に使って、あんた、金もうけをやって、収益を上げて、それから上がった収入はあんたに全部やりますから、頼みますよと。これではないはずですよ。

したがって、今回、当局は立派な提案をされたということで喜んでいるようでございますが、それはそれとして、そういうことからするならば、私はやはり体験宿泊の人たちをどう増やすか、そして都市と地域の振興、あるいは交流をどう深めるか、こういう点での指定管

理というものが必要ではないのかなど。これは一つ自分の意見でございますが、そういうことからいきますと、一番核心になっている、施設において民間の方の施設と公の施設が並列するということになりはしないか。この点について、きちっとした見解を示していただきたい。後日の大変な大問題になると思います。

最後にもう1点。公の施設の管理を指定管理者にお願いするわけですから、当然、助役さん、どのような管理をしていただくという、工事請負について言えば設計仕様があるわけです。委託、測量その他含めて、業務委託についても設計仕様があるわけです。したがって、公の施設の管理委託についても、当然、下田市としてどのような施設管理をしていただくという設計仕様 工事に当たる設計書ですよね、助役さん、わかるでしょう、設計書のようなものがあってしかるべきだと思うんです。それはなぜならば、公の施設というものは、ことごとく市民の健康や福祉、あるいは文化の向上、市民サービスにひとしく公平に供される施設が公の施設であるわけです。

したがって、そういう点で、今回の山の家に当たっての工事請負に係る設計書、仕様書のようなものは、きちんと持っていたのかどうなのか、最後に。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） このあずさ山を目的は、もういろいろ議論をされていますとおり、また条例の中にも明確に記述されておりますとおり、交流と地域振興でございます。そういう中で選定委員会の中でも、この部分において、今回提案の栄協さんだけでなく、他の2者においても、そのような質問を集中的にさせていただきました。

そういう中で、基本的には山の家、条例に基づいて活用するという事は、十分に申請者も承知の中であります。そして当然に、募集の要綱、それから運営の基準、これらも事前にすべて、応募する方々にお渡しをしてありますから、この目的に沿った管理運営をするということは、承知の中での申請でございます。

ですから、この基本原則につきましては、十分に認識の中で応募をしたということでございまして、当然、一つ一つの自主事業の中におきましては、先ほど来も申しましたとおり、一つ一つ現課との協議の中で詰めていく自主事業でございます。

そういうことで、相手側としてみれば、当然より有効、より活発な活用ということであれば、今まで条例等々でぎちぎちに縛られた公の施設ということだけだと、なかなか活用ができないという、こういう質問を含めての要請がございます。これらについては、当然、規制緩和的なものもある程度配慮をしないと、相手側、管理をする管理者としては苦しいのか

なという思いがありますけれども、今言いましたように基本原則に沿った協議をした中での管理運営をお願いしていくということでございます。

そして、施設等の投資につきましては、これもしっかりとした基準がございますので、先ほど言いました協定書の中で明確に、問題のないような形でいかれると思いますし、今回、初めての指定管理者制度、競争による制度でございまして、提案をさせていただきました。午前中からこのように十分な議論をいただいております。ですから変な形で、相手側も申請を出すときに、これは下田市の持ち分だというようなことでやれば、当然それが予算に反映する。これはもうやむを得ない事実でございまして、これをこの議会の中で出せるか出せないかは、もう十分にこの議論を聞けば承知であろうかと思えますし、我々もこの議論を十分に参照の中で、今後、相手側と協議をしていきたいというふうに思っております。

それから、管理の方法でございますが、請負契約の契約書とか仕様書的なものがあるのかということ、当然これは今回議決をいただければ、仕様書はもうできております。しっかりとした仕様書ができております。それから仮協定も現在結んで提案をさせていただいております。この中には、今まで議論をしていただいた関係については十分に記述されておりました。適切な管理運営は委託できるというふうに確信をしております。

以上です。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 助役さん、肝心なところの質問に答えていないんですよ。資本的な投資を認めるのか認めないのかと。この点について、あなた、この議会であいまいにしたら、後日に大変な問題を起こすから、この点だけは明確にすべきだと。あいまいにしては大変ですよ、これだけは。要するに公の施設の指定管理者さんが、その施設内に自由に資本投資をして、そこで自主事業を行っていいということになると、これまた後日の公の施設の管理運営について、重大な問題を起こすと。これはもう見えているんです。

ですから、私は最初が肝心であるから、先ほど申し上げましたような、要するに業者さんがこういうものをやりたいという提案をしてきたことについては、基本的にいいよということとでいくというお話をしておりますから、基本的にはいいよと、何らまずいものはないよと言っておられますから、そうしますとさっき申し上げたこの点だけは、さっきから言っているように、資本的なものについては下田市が持ち、一部の30万円以下とか20万円ぐらいの小修理については指定管理者がやると。この原則があるわけです。これを逸脱するようなやり方をとると、後日、大変に公の施設の管理に当たる重大な支障を起こすから、この点だけは

いいとか悪いとか、どうするこうするという、議会に正確にあらわしていただきたい。これはそうしないと、この議論が、今後の山の家の施設運営の管理の原則的な問題に通ずると思います。

当然、受託される側も、本来ならば 1,000万円からのお金がかかるものを、人も何人も配置してやるんだと意気込みを示しております。それなりの収益を上げなければならないと。これは当然だと思います。しかし、その収益を上げるに当たって、基本的に 4,000円の外部からの宿泊料、あるいは 3,000円の市内からの宿泊料という、これでもっておやりになるというふうなことよりも、むしろ投資によって、自主的な事業展開によって、あそこを拠点にした事業展開によって収益を上げようという、こういうものが見えていると思います。

ですから、この点だけは、助役さん、原則論ですから、協定によって今後決めますよとか、そんなあいまいなあれではなくて、きちっとした答弁をしていただきたい。

もう1つは、仮協定、仮の契約書も出るということですから、契約書ですから、ぜひ議会に参考資料として契約書の写しを提出していただき、審議させていただきたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 自主事業によります投資の帰属でございます。これは……

〔発言する者あり〕

助役（渡辺 優君） はいはい。これは先ほども、申しわけありません、質問があったものですから、それに対して答えをさせていただきましたが、原則的にはもうこれは自主事業者、自主事業をやりたいという指定管理者が投資をするということになっております。これも選定委員会の中で、十分に質疑の中でそのような返事をいただいております。まず返事をいただいております。それから3年間限定のとりあえず指定管理者でございますが、引き続き、これは先ほどの質問にも関連するわけでございますけれども、公の施設の存在を含めまして、引き続き管理をいたしたいという思いの中で、投資をし、管理をしていくという返事の中で、何らかの事情で自分が指定管理者を外れるようなことがあっても、その投資したものについては、協議の中で、市の方が必要であれば、すべて置いていきますという返事をもっておりますので、これらを踏まえまして、自主事業は当然、先ほど現課の課長が言いましたように可能でございますので、その前提のもとに、それらを明確にしていきたいと思います。

議長（森 温繁君） 関連で、答弁漏れみたいな点があったら言ってください。

10番。

10番（小林弘次君） 助役さん、そうしますと、あなたの答弁を聞いておりますと、あず

さ山の家に1,000万円を超えるような施設を設置し、そしてそこでもって事業展開をするという、こういうふうなケースも、そうするとそれも容認すると。こういうことでいいのかどうなのか、再度お伺いして終わります。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 自主事業につきましては、勝手にこれは指定管理者がやれるというものではなくて、市の方との協議の中で一つ一つ可能かどうかということ、またそれが可能ということであって、許認可を要するものであれば、それは指定管理者の責任において許認可を取ることになっておりますので、それらについては、今の段階でこの事業についてどうだとか、1,000万円の事業のときにどうだとかということよりも、内容の中で協議をし、決定していくというものでございます。

ただ、自主事業というのは、指定管理者制度が導入したときに、どうしてもこれはより活発な有効的な施設利用でございますことから、これは認めないわけにはいかないと思いますし、そういう事業が適格な事業であれば、今後そういう判断をしていくことだと思います。

議長（森 温繁君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 今の小林さんの質問は、物すごい大問題だと思って、いずれ委員会の中でその問題はやると思えますけれども、別の方から1点お聞きしたいと思えます。

一番今回の採択のところで、指定の決定の過程で一番問題となっているのは、結局、管理料ですね。市からの委託管理料がゼロかどうかということが一番大きな問題で、ここだけですよね。採点表の中で1から8までありますけれども、事業の遂行能力とか基本コンセプト等々ありますけれども、1から7まででしたら、振興公社の採点の方が高いわけですよね。唯一8番の管理経費に関する評価だけで、全体の点数がひっくり返っているというふうなところで、ですからゼロになるというふうなところの内容が一番問題であって、本当にゼロでできるのかどうなのかというふうなことを、我々としては確認したいわけなんです。そのための資料が、結局、事業計画書と収支計画書ですね。これは申請者が出したのを見てから、僕らが自分で判断しないとわからないわけですよ。結局それが出せないということは、選定委員が認めたものを委員会は信任するのか信任しないのか、信任投票になってしまいますよ。おまえら、選定委員会を信用するのか信用しないのかというだけになってしまって、自分で資料を見て、自分で判断するというふうなことができないわけですよ。大きな資料ですから、これはどうしても出していただきたいと。先進都市の事例等々で出せないとか、あるいは県に問い合わせたらどうのこうのというふうなことがありましたけれども、それはど

こまでが本当のことなのか。県はどういうふうに言っているのか。議会にも出せないことなのか。一般にばっと出すのではなくして、議会にもその資料は出せないものなのかというふうなことを、再度お伺いしたいと思います。

結局、このゼロ円になる根拠として、収入、栄協メンテナンスは初年度 6,600万円の収入を上げると。3年後には1億 4,000万円ですよ。1億 4,000万円の事業をするというふうなことは、現在の山の家の経営形態からは、ちょっと考えられないわけですよ。それで、考えられないけれども、もしできなくても、栄協さんが自己責任において、赤字になってもゼロでやっていきますというふうなことをおっしゃいます。でも、ゼロより高いものはないわけでありまして、結局、企業というのは赤字でやるわけではないですから、どこかで収益を求めますから、こっちで赤字だったら、こっちで取り返そうとかというふうなことがありますよね。

一番問題なのは、この企業が余りにも他の下田市の事業を委託されて、ごみの問題等々いろいろあることをやっている。そういうふうなところに影響を及ぼさないというふうな保障はありますか。そこら辺のところがよく見えないわけですね。もっとはっきり言ったら、一つの地方自治体が、余りにも一つの企業といろいろな事業で密着し過ぎるということは、不自然であるし、一つの地方自治体にとって、これは決してよい事態ではないというふうに思います。

ですから、選定の、1から8までありますけれども、9番目としてそういうふうな項目もつけ加えてもいいのではないかと思います。これからますますいろいろな施設で公募して、民間開放もあり得ます。プールだ、スポーツセンターだとかいろいろな施設が、これから2年後には一般公募でやられると思うんですけれども、そのときに、極端な話、一つの企業が全部とってしまったら、これは下田市にとって物すごい、財政危機どころではない、物すごい大きな問題になると思います。そういうふうな事態も想定されます。そういうふうなときに、それを防ぐ手だてというものはあるのではないかと。単にお金がゼロならば、それでいいというだけではなくて、もっと下田市全体のことを考えていくには、そういうふうなところから、そういうふうな判断基準、選定基準というものを設けてもよいのではないかと思いますけれども、そこら辺のところの市のお考えをお聞きします。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 選定につきましては、先ほど私の方から何回か答弁をさせていただいております。審査の基準や項目に沿って、平等に公平に審査をいたしたわけでございます。

ですから、この応募した業者が、特に下田市の仕事を多くやっているから、その部分の配点をしようということではなくて、やはり一定の審査の基準、このよう な形が妥当な基準であるという判断の中で項目を設け、配点、それから採点をしたものでございます。当然に永久的にこの施設をお願いするということではなくて、今回お願いしていますのは3年間という限定でございますので、今後その評価を、先ほど来言っていますように、いろいろな形でした段階で、いや、この業者には任されないというような評価が出れば、これはもう打ち切りになる部分もありますし、また目的や計画に沿った事業が適切に運営できないということであれば、これはまた協定の中で、途中で解約することも可能でございます。

そういうことで、選定に当たっては、余りそういう先入観を持たずに、先ほど言いました5つの基準内容をもとに、厳正に採点をしたものでございます。

議長（森 温繁君） 5番。

5番（鈴木 敬君） ですから、新しい選定基準をつけ加えたらどうなのかというふうな、今までの選定基準にはない、そういうふうなものも必要なのではないか。これからどんどん下田市のいわゆる現場的な、現業的な部分というのは、どんどんアウトソーシング 外部委託というのがもっとふえてきますよね。包括的な民間委託等々も含めまして、どんどんふえていきます。そういうふうなときに、余りにも一つの企業体と一つの自治体が、いろいろな場面でいろいろなところで密着し過ぎる姿というのは、これは自治体にとって自然な姿ではないというふうなことも、一つのこれからの判断基準、採点基準になるのではないかというふうなことを私は言っているわけなんですよ。ぜひともそれは、だから今回か次回かわかりませんが、とにかくそういう採点基準は、ぜひともつけ加えていただきたいということ。

あと、もう1点、1回、管理者、借りている人が、そこで 1,000万円でも 2,000万円でも、何億になるのかしりませんが、そういうふうな投資をしていけば、それは力関係は大分変わってきますよ。借り主と貸した人の力関係はどんどん変わってきますよ。その事業内容が当初の施設の目的と離れていきそうになったときに、市がそれをどこまでちゃんとチェックして、勧告して、あるいは認可を取り消すというふうなことは、市が本当にできるのかどうかというところは、残念ながら私は不安を持っているわけなんですよ。ましてそういうふうな管理者が自分のお金でそこで施設を変更したという、ここはおれの部分ではないかなんていうふうな事態になったときに、ちょっとおまえ、やり方おかしいから、この次の3年後にはもう契約を解除しちゃうよなんていうことができるのか。ましてそれまでの、い

ろいろな下田市と今回指定された業者との関係からいって、本当にできるのかどうなのか。非常に私としては不安に思っております。そこら辺のところを再度お聞きしたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 採点の審査項目の中で、特別に、例えば9番目につけたらどうかということですが、これは今までの指定管理者制度導入から、ご承知のような、先ほど来言っていますように、敷根公園も含めまして幾つかの施設の指定管理者、特例で委託をしております。この施設等については、今示されているような審査項目8点で採点をいたしました。それで今回、初めてのこういう公募による競争のプレゼンの中で審査をする。これも内部で議論をしたわけですが、やはり指定管理者制度ということで、3者の独自の配点は可能だけでも、これ以上にやはり別の項目、審査項目を加えることはいかなものかというような結論になりまして、同じような審査項目でいこうということで決定をしたものでございます。

ただ、敬議員の言われるようなことも、今後、選定委員会がいいのか、それとも市の組織の中で議論すべきことなのかは、十分に検討しながら協議をしていきたいというふうに思っております。

ただ、企業の性質がどうなのかこうなのかということにつきましては、やはりこういう施設を、目的に沿った指定管理者制度導入の中で委託をしていくという基本的な姿勢の中で、先入観を持たずに、こういう形の提案が一番指定管理者としてふさわしいという思いの中での採点をいたしまして、その結果の候補者を提案するものでございまして、その先入観というものは、一切ありませんでした。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議題1号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時12分休憩

午後 2時22分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第2号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第2号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

助役（渡辺 優君） それでは、議第2号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

なお、お手元の参考資料、説明資料をご用意をいただきたいと思います。

議案の7ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、提案理由でございますが、今までに当議会におきましても、いろいろと議論がなされてまいりました懸案事項を中心といたしまして、政策目標に基づき、効果的、かつ効率的に事務事業を執行するための組織機構に改編するものであります。

議案の8ページをお願いいたします。

具体的には、「市長公室」を「企画財政課」に、「観光商工課」を「観光交流課」に、「農林水産課」を「産業振興課」に、「健康福祉課」を「健康増進課」と「福祉事務所」に改編をいたします。

恐れ入りますが、条例改正関係等説明資料の18ページ、19ページをお願いいたします。

18ページは改正前、19ページは改正後でありまして、アンダーライン のところが改正箇所でございます。

財政の健全化を進めていくため、より強固な組織編成にすることが今回の課題の一つでありまして、総合計画等企画業務と財政の連携を図りまして、むだのない効果的な財政計画に基づいた行財政運営を目指すことを重点に、企画財政課を設けました。

企画財政課の所掌事務は、企画財政、行革、電算管理等の業務を担当します。

観光交流課は、改正前の観光商工課の商工係の所掌事務を除いた観光行政を担うことといたします。

産業振興課は、改正前の農林水産課に、観光商工課の商工係の所掌事務を担当 し、産業振興全般を図ることといたします。

次に、改正前の健康福祉課は、係の数、保育園施設、業務の内容が多岐にわたっております。スピーディーな意思決定、対応の観点から、今回の改編により健康増進課と福祉事務所の2つに分け、市民から見てもわかりやすい組織といたしました。

次に、20ページをお開きください。

左側に改正前、右側に改正後の行政の機構図を掲げてございます。右側欄の改正後の係、担当以下については、本改正条例の審議内容に基づき、下田市行政組織規則を見直し、今後改正を行うこととなります。特に税務課におきまして、新たに滞納対策係を設け、最も大きな課題に対処してまいりたいと思います。

大変恐れ入りますが、議案の8ページに戻っていただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は平成18年4月1日から施行するものでございます。また、本改正条例により下田市特別職報酬等審議会条例の第6条中、「市長公室」を「総務課」に改めることとなります。

以上、簡単でございますが、議第2号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番。

13番（大黒孝行君） 機構改革に手をつけられることには敬意を表しますが、若干私どもの特別委員会等々で指摘をさせていただいた方向から退行しているような、先祖返りしているような感じがするものですが、結局、グループ化と部長制の導入等を、私は個人的には部長制の導入を検討すべきだという考え方なんです。そこで考えた方法論、発想というのは、結局、グループの中でいろいろな事務、重複する部分を精査しながら、どこにむだがあるかということをあぶり出すとか見つけ出すとか、そういう一つの手段になるのではないかとという考え方でした。これまた分割して、人が増えるという方向になるような気がいたします。課を小さくすることは、それぞれの事務事業等々、事務に関して、張りつける人が増えるのではないかと危惧をいたします。その辺の市の機構に対する考え方の方向性は、こういう方向で今後進められる方向にあるのか、その辺を1点。

それから内容ですが、財政課等々の今の助役の説明に関しては、滞納対策係も含めまして、一応我々の議論が反映されてはいるなと思いますが、1点、観光交流課の中で、観光戦略と交流館係とありますが、この辺の具体的な部分を少し、内容がわかれば教えていただきたい。よろしく申し上げます。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 今回の組織改編に当たりましては、議会の特別委員会の報告書も十分

に参考をさせていただいたことも事実であります。

ただ、今回のこういう大変厳しい財政状況の中で、やはりその状況に合った組織ということで、議論の中ではこれを永久的にこういう形でいくということではなくて、何とか財政の健全化に向けての組織化を、限定ではあっても組みたいと。

それから、もう一つはやはり、これは今後いろいろな議論をいただくでしょうけれども、やはり県のああいう形の合併の枠組みも近々公表される、もう枠組みについては素案ができて、公表されておりますけれども、そういうことも踏まえながら、短期間の間の組織、この現状に合った組織にしていこうというのが、改編の方向でございました。

そういう中で、今、議員言われたように、スタッフ制とグループ制につきましては、引き続き企画財政課においては、そのような形で進めさせていただくと。特に今までの議論の中で、企画部門の強化といいますか、充実化といいますか、そういうものが求められておりましたものですから、これは係に分けずに、担当という形の中で、横の連絡が十分とれる組織にしようということでの方向づけでございます。

それから、観光交流課につきましては、今ご説明いたしましたように2係になります。交流館係というのは職員1名でございます、あとは臨時の職員でございますけれども、今後の指定管理者制度を踏まえの交流館係を設置いたしました。観光戦略係、これにつきましては、大変議論をいたしました。単なる観光課でいかなものだろうと。しゃれた名前といいますか、大変恐縮ですけども、そういう名前にしたときに、今の下田市の財政からして、バックにあるものが伴うのかというようなことがございました。しかし、この観光戦略係という、「戦略」をつけたということは、こういうときだからこそ、やはり戦略的な、金のない中でも、よく市長に言われるんですが、知恵を出してくれということ、今までも相当議論はしてきましたが、もっともっと観光政策、戦略的な行いが必要だという中で、こういう係を設けさせていただきました。

また、すべてがこの観光戦略係に所属するかどうか、一方ではやはりイベントも、これも捨てたものではないというようなこともありますものですから、この職員配分については、それぞれ担当の課長にお任せしたいと思いますけれども、思いとしては、そのような形でございます。

なお、この「戦略」という名称につきましては、観光課長が大変な議論をして、思いもありますので、述べていただければと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

観光商工課長（藤井恵司君） 観光戦略係と「戦略」を強調した部分がありますけれども、観光誘客に対しまして戦略を立てるということを強調したい。目的と目標を定め、統一的で総合的、効率的な活動を係が一丸となってやっていくという目標で強調した部分でございます。

目標設定、それからいろいろありますけれども、第一に今後マーケティングをしていこうと。品質がよくても技術がよくても、それだけでは売れないという時代になっております。お客様が求めているものと観光地が売り物にしようとしているものは違うんだと。そういうこともあります。そういうことを全部、今後、戦略的に考えて、調査を常に行い、お客様の苦言、苦情は最大の情報源ということを考えて、何とか今後の戦略的な観光誘致、観光客が来ないことには、このまちは成り立たないということで、来遊客 330万人、そのうち宿泊客 100万人、これを何とか増やしていきたいという願いでつけさせていただきました。

以上です。

議長（森 温繁君） 13番。

13番（大黒孝行君） この「戦略」とつくると、経営戦略会議を思い出すもので、非常に不安に思ったものですが、今の課長の言葉で、少しその意気込みとあれはわかりました。今、助役が、経済状況の中で、果たして「戦略」とうたったことが、絵が現実的な行動に移るか、若干不安だということもありましたもので、大変危惧いたします。戦略会議は実質的な懐くあいも勘案しながら、知恵を出して一生懸命頑張っていたいただきたいと思います。

それと、滞納対策係、国保の健康増進課にですか、移ることにしては、今まで我々が求めていたことで、今後またその内容については、いろいろ所管の委員会もでございますもので、やらせていただきます。

以上です。結構です。お願いします。

議長（森 温繁君） ほかに。

15番。

15番（土屋誠司君） この改革の中で、環境対策課に環境保全係がありますよね。これは以前は総務課に置いて、全体的な環境というのは、市全体の基本にかかわることだから、そっちにあったんですけども、やはり別の部署に行ってやるというよりは、やはりこの環境保全係というのは、今度はせっかく市全体の企画財政が一つになったんですから、そこでの環境保全係は企画財政へ入れて、市全体の計画というか、すべての事業のもとになるものですから、これはそっちへ持っていくべきではないかと思うんですが、その辺はどう思われる

か。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 今、議員が言われたように、内部の検討の部署におきまして、この環境保全係をどういう部署にということでの検討をいたしました。確かに総務課という案も出ました。しかしながら、やはり仕事のバランスの面、また一方では今言いましたように環境対策課というのは、ごみの収集処分を主として、一方では環境保全という、何か相反するような職務を同じ一課でやるのはいかがなものかという意見も出まして、大変これも議論をしたところでございますが、やはり今、懸案事項もございます。今までやってきた職務が今後の懸案事項解決のためにも十分生かせるという判断から、もうしばらくこの環境対策課の中で、環境保全を分掌していた だきたいというようなことで検討した経過でございます。

議長（森 温繁君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

1番。

11番（梅田福男君） 今まで健康課と福祉課が一緒になっていたわけで、今度分かれた。分かれたということはわかるんです。健康の面も非常に大事だということはわかるんですけども、私の考えでは、例えば今、少子高齢化時代になったと言われておりますけれども、今回は高齢者係がなくなっていますよね。どこかほかのところでやるんでしょうけれども、こういう面で、今でさえも高齢者に対するサービスが不足していると市民はよく言うんですけども、これに対して今後、高齢者係が消えることになって、どこかに巻き込まれるんですけども、なおかつサービスが私は悪くなるのではないかと心配するわけですが、その点いかがでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） ただいま現在の健康福祉課の中には、高齢者介護係ということで、その所掌業務は介護保険と老人福祉法を主に所掌しております。今回の課の再編によりまして、健康増進課の介護保険係は、介護保険に係る高齢者対策を重点的に担当するものでございまして、一方、老人福祉法等に基づく高齢者福祉対策につきましては、福祉係の中に加えまして、福祉係で今後所掌していくというところでございます。

議長（森 温繁君） 1番。

11番（梅田福男君） 課長の言うことはわかるんですけども、福祉係の中で対応するといいますが、やはりお年をとると、なかなかそこまで納得いかないんですよ。そして

高齢者係というのがあるからこそ、今までそこへ行っていたわけで、それが今後、名前が削られると。こういうことになりますと、非常に老人の方は市役所の中で迷うわけなんですけれども、私はできるものなら、高齢者係というものは残すべきだと。あるいはそういう看板を掲げてしていかないと、どうしても今さっきも言いましたように、サービス低下に結びつくのではないかと、こう考えるんだけど、いかがでしょうか。

それともう一つは、少子化時代で、子育て支援係がございませけれども、これから子供さんを多く産んでもらう、産んでもらうと言ったらおかしいけれども、育てていこうという時代に、ここにやはり係も必要ではなからうかと思うんですよ、この対応が。どういうふうに考えているのか、その点をお伺いします。

議長（森 温繁君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） 高齢者福祉につきましては、当然、高齢者という名前を係の冠の中に残しておいた方が、高齢者にとって非常になじみがあって利用しやすいというご意見であろうかと思えますけれども、今回、福祉係につきましては、児童福祉とか障害福祉、あるいは母子寡婦福祉、これらは現在、福祉係で所掌しております。これに加えて、老人福祉の分野につきましても、この福祉係の方へ包含して所掌させるということをございまして、議員のご指摘のご意見、理解できますが、その辺は行政の中で、どのようにPRをして周知徹底させていくかということが求められてくるというふうに考えておりますので、今後、この組織の再編に当たりまして、高齢者の福祉につきましては、福祉係が担当するということに対して、十分なPRを進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、子育て支援の関係につきましては、これは国策、あるいは県の方も非常に力を注いでいる問題でございまして、下田市としましては、現在、子育て支援係が主に担当しているのは保育行政でございませますが、これに加えて、懸案となっております少子化の問題、これらをさらに推進させるような内部的な努力を重ねた上で、この子育て対策に当たってまいりたいというふうに考えております。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

4番。

4番（土屋雄二君） 12月の一般質問で機構改革についてやらせてもらいまして、合併の原則で、課を減らすことを考えてみたらどうかという私の意見に反して、課が1つ増えたという部分が、ちょっと納得いかない部分があります。

それから、収納課をつくるべきだと。滞納対策係という係ができたということは、一步前

進したかなと思います。

それから、ちょっと不安に思うんですけども、総務課にありました防災係が、市民を相手に一般の住民票や戸籍等を扱う市民課に移ったということは、いざ災害だというときに、人を集めていくのに、市民課の人を集めていくと。大きな災害になれば災害対策本部ができるんでしょうけれども、小さなときに、市民課内で対応がどうかという問題があるのではなからうかと思うんですけども、その辺の見解についてお伺いいたします。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 課が増えたことに対して、異議があるよということございまして、ただ一方では、やはり今までの健康福祉課の組織が、先ほど説明いたしましたように大変大きな組織になっておりまして、大変過重な仕事を負わせているという指摘もございました。そういうことで今回は、今説明させていただきましたように2課に分けて、十分な効率的なスピーディーな仕事をしてもらおうというのが趣旨でございます。

ただ、そのかわり、本来ならば水道課と下水道課の統合も議論をいたしました。今回、4月から耐震化が進みまして、浄水場に水道課の事務所が移ります。電算処理的なこともありまして、同時に下水道課のあそこへの統合が難しかったものですから、1年おくらせて、19年4月1日からは、下水道課を上下水道課というような形でコンパクトにしていきたいと。そうしますれば、1課増えたものは、ここで解消されるということになりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

それから、収納課につきましては、今、課を増やすことは反対だといいつつも、やはり懸案事項ということで、収納課1課をつくるべきだというご意見、十分に聞き賜っておりまして、けれども、やはり全体の人数が、今回、4月1日で289名体制ということで、17年4月1日の296名から7名ほど減員の中での行政執行となります。そのようなことも踏まえまして、なかなかこの部分まで1課を増やすことはできなかったものですから、人員を増員した中で滞納対策係をつくって、懸案事項に対応していこうということにしたものでございます。

それから、今、総務課にありました交通防災、これを市民課にということで、いざというときに市民課が対応できるのかということでございます。これらも今までの議論の中に、やはり職務の平等化ということも一つの懸案事項でございました。今回、市民課から国保が外れるというようなことで、ぜひ防災、これは他の自治体においても、市民課に置いてある自治体もあります。そういうことの資料も取り寄せた中で、市民課に置くことが無理なく執行できるということで、今懸案のいざというときには、それはもう市長を初め災害対策本部が

できますし、また訓練、また地域を集めてのいろいろなシステムを行うときに、これは他の組織も応援してやっていくという態勢はできておりますので、こういう形で市民課に置くということで、検討の結果、妥当だという結論をいただきまして、こういう形にしたものでございます。

議長（森 温繁君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 今回のこの機構の改革が、助役の答弁ですと政策目標に基づき改正をしていきたいと、このような答弁をいただいたわけですが、具体的に改正点に当てはめて、どういう政策目標を掲げたのか、第 1 点、明確にしていきたいと。

私がいいますところ、市長公室を企画財政課に変え、振興公社と下田市とのつながりが図面上消し去られていると。ここに一つのこの図表の特徴があるのかなと、このように思うわけでございます。民法の 3 条に基づき、市の公の施設を管理する公社と市の位置づけが、非常にここでまずあいまいにされているという点を指摘せざるを得ないと思いますが、その点をどのように考えられているのかと。

当局が示しました財政計画の一端では、振興公社の基金 1 億円を取り崩して、財政に充てるかのような記載が、公的にもできないような記載がされておりますが、このような姿勢では、大変問題があるかと思うわけでございます。

それから、同じような点で言いますと、水道課の浄水係が削除されていると。これは恐らく民間委託等々を想定しているということであろうかと思いますが、水そのものをつくると。市民の命の源でございます。また、観光政策 にとっても大きな水資源の確保、飲料水の確保というのは、大事な仕事かと思いますが、これらのものが体制的にどうなのかということの水道課については、どのような政策目標を立て、この議論がされたのかという点を第 2 点としてお聞きをしたいというぐあいに思います。

それから、そういう意味では、税務課の滞納対策係が今回の大きな特徴の一つかと思うわけでございますが、滞納対策係でどのような政策目標を立てて滞納整理をしていくのかと。ただ単に人を増やしたり、あるいは係を増やせば、整理ができるというようなものではないと思うわけです。滞納の実態を分析して、どのような方向で、どこに働きかけて、どうこれを徴収していくのかと。そういう政策と結びついていない課の変更であるとすれば、ただ名前をつけただけであって、人を配置しただけであって、その効果が期待はできないというこ

とになるかと思いますが、収納係の上に、さらに滞納対策係を設けるといふことの政策的な課題、目標は、どのように設定をされているのかと。

それから、次の市民課の防災係につきましても、当然、大変大きな仕事で、恐らくこの係の中で、市の方はなかなか建物も古くなっていて、本庁自身の耐震も 危ぶまれると、こういう状態でありますので、この改正後の実施を、それぞれ課や係の配置がえ等々が当然想定されると思うわけです。どのような形で防災係を、どこに設置をするのかというようなことが、防災運営上大きな問題になるかと思いますが、ただ防災係を市民課に持っていけばいいんだということでは、防災を重視し、この仕事が前進するということにはならないのではないかと思います。

そして、さらに大きなポイントは、産業振興課と観光交流課の「戦略」という名前で決定されております課題であると思うわけですが、観光戦略係という名称で、マーケティング、お客様へのサービスをするんだと、こういうことですが、やはりここでの政策目標は、毎年行われている黒船祭の実施をどのようにするんだと。あるいは夏の大きな下田市の観光の柱になっております海水浴場対策、これらのものをどのように進めていくのかというような戦略なくして、ただ名前だけ変えればいいということには、当然ならないと思うわけです。それらのような下田市の経済におけます政策課題、市民の要望というものをどのように整理し、どのようにこの体制に結びつけて政策目標を実現しようとしているのかと。このような観点が全く説明がされていないというぐあいに思うわけですが。産業振興係、施設整備係、観光戦略係、交流館係、この4つの産業振興課と観光交流課の中で、どういう目標を定め、実現をしようとしているのかということですが。

そして、健康増進課と福祉事務所を分けること自身は賛成でございます。といたしますのは、やはり健康づくりを大きく前進させていかなければならない。あるいは介護保険も新たな包括支援センターというような形をつくってサービスを提供していくという法の改正があったわけですので、保健師さん等々を含めて強化していかなければならないと思うわけですが。そのような点で、名称だけではなくて、ここに配置する職員の配置はどのように検討されていくのか。あるいは福祉事務所についても、大変、生活保護、あるいは医療扶助を受けなければならない方々が、このところ大きく増えてきていると、こういう大勢にあるかと思えます。福祉八法と言われる法体系の市民へのサービスを、どのように提供していくのかということと、その機構をどう結びつけていくのかということの議論が、どのようにされたのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、何といたしまして、機構の改革は、やはり市民の要求に沿って、その市民の要求をどう実現していくかという観点が必要だろうと思います。このところ大変予算規模も縮小して、住民要求をなかなか財政的な面では実現できないような形態になっていようかと思えます。かつて下田市も合併をして、旧町村ごとの職員の中にも、矯風会とか幸藻会とかいろいろの会が存在をしているわけですが、各地区の区民大会、市民大会には、それぞれの職員がそこに出向いて、市民と協力して盛り上げると、このような仕組みがあったわけですが、それらの大会もなくなっていくと。そうなれば、やはりそれぞれの各地域に職員が出向いて、区長さん等々、地域の要求を実現をしていくというような観点が必要かと思うわけでございます。そのような体制や考え方がどこにあらわされているのかと。既にそういう点では、幼保一元化というような形で、幼稚園、保育園、あるいは小学校の体制の改善を考えていくんだという政策を出していようかと思うわけですが、それらの課題がどこでどのようにこの機構図の中で整理され、検討をされていくことになるのか、お尋ねをしたいと思います。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 幾つかの質問の中で、各課の政策目標、また市民防災係、観光戦略係、それぞれ個別の質問がありましたが、これらにつきましては、各担当課長から答弁をさせていただきますが、まず今回の異動の政策目標でございますが、ご承知のとおりの大変な財政破綻の状況に来ております。何とかこの破綻の阻止に向けた権限の集中型組織をつくっていかうと。そしてこの破綻に対応していこうということで、新たに企画調整課を設置したと。これが一番大きな目標であります。

それから、先ほども申しましたが、緊急課題の対応ということで、滞納対策、それから健康づくり課の設置という、課ではありませんが、分散をしての事務のスピーディー化を図るということで、市民の要望にこたえていこうというものでございます。

こうすることで、何しろ長期の組織というよりも、やはり皆さんにお示したとおり、平成22年度までの43億円余の財源不足を、何としても企画財政という形の中で、行革も含めて対応していこうという目標を立てました。ですから、これらの目標達成が近づいてきますれば、当然合併の話も出てきますけれども、今の予定では再度、その時点において、この組織機構も見直していくべきだろうというふうに考えております。

先ほども言いましたが、今まで何度となく議会で議論をいただきました懸案事項に対応し

て、市民の負託、要望にこたえていこうという政策目標での組織改編であります。

議長（森 温繁君） 番外。

税務課長（高橋久和君） 今回の機構改革におきまして、税務課の中に滞納対策係という係ができた経緯、そして今後どのようにこの係が滞納対策に対して取り組むのかというご質問だと思います。

ご存じのとおり、市長の2期目の大きな公約として、観光立市、それから行財政改革というのを掲げております。この行財政改革の議論の中で、いつも言われておりますのは、一つの対策としては、財政健全化だと思います。その財政健全化を突き詰めていきますと、自主財源の確保、ひいてはそれは要は市税等の確保ということになるかと思えます。いつも当初予算、あるいは途中の予算編成の経過の折に、今の滞納額、市税で約10億円というものを徴収できることによって、いろいろなものの財源配分ができる、あるいは市民生活に直結したような手数料、使用料等々の値上げも、あるいは国保の値上げもしなくて済むだろうという議論になるのは、重々承知をしております。

そういう観点から、従来ございました収納係を、今回2つに分けていただきたいということでの要望をした結果、そういう形になりました。

具体的に収納係と滞納対策係を、工作上どういうふうに分けるかということですが、この係は表裏一体だというふうに思っております。具体的にどっちがどうだということではなく、お互いに2係が連携をとらなくてはならないと思えますが、今、課内での協議の中では、滞納対策係の方には、ある意味では高額未納者、あるいは2年、3年と滞納している方、あるいは滞納処分をしてある人たちのその後の動向を、より細かく1件ずつ分析し、調査をし、そして今後どう対応すべきかというのを、専門的に滞納対策係において検討すべきではないかと。結果として、約10億円のうち、16年度決算ベースでございますけれども、約半分が滞納処分、要は債権の確保をしております。そのうちの約2億8,000万円程度が特別土地保有税でございます。この特別土地保有税については、ご存じのとおり経過で、土地を取得した方たちが、バブル崩壊後、その土地が処分できないよと。活用できないということで税金が滞納になり、税務課としては債権確保のために、それらを差し押さえをしておりますが、実態としては、なかなか売れないような土地、あるいはそういう民間の会社は、税よりも優先的に銀行等々の要は権利設定がされているというような物件も多々ございます。それらを調査することによって、これは決していい手法ではないのかもしれませんが、必要においては優先債権が市よりもそちらにあるならば、実態に応じて欠損処分もやむを得

ないのかなと。そういうような調査を、より細かくやるのも、この後の滞納対策係の仕事になろうかと思いますが、いずれにしても同じ課の中で2つの係があるわけですので、それはお互いに連携をとりながら、1円でも多く税収入を上げるべく協力をしながらやっていくというふうに考えております。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

水道課長（磯崎正敏君） 水道課の浄水係をなくしたということですが、一応次の全員協議会の中で、水道課の移転を出すつもりでおりまして、今、実は浄水場の方の耐震が済みまして、一応、武山の事務所については、ある程度危険な状態であるという形の中で、事務所を浄水場に移したいということを考えております。

その中で、水道課としては、経費の縮減とか効率化を図るというような形の中で、事務が一緒にできるというような形の中から、一応、浄水場係を1係減らしたという形でございます。

議長（森 温繁君） 番外。

観光商工課長（藤井恵司君） 観光戦略係の関係で、具体的に今、黒船祭とか海水浴場の関係が出ましたけれども、これは一例を挙げて申しわけないんですが、しっかりした戦略を立てなければならぬんですけれども、今の段階では、戦略としましては、黒船祭の部分には、お金のない中で官民一体というような戦略をしていきたいと。具体的な戦術としましては、にぎわいの部分を民の方で何とかお願いできないかということで、公式な部分は官の方でと。そういうような戦術をその後で立てていくと。一例を挙げれば、そういうことになろうかと思えます。

あと、海水浴場の関係でいきますと、特に白浜大浜の関係ですけれども、戦略としては、経済的に何とかならないかということで、戦術としては、これは何とか今、夏期対をお願いしている白浜観光協会に売店を出していただけないかというような戦術でいきたいと。一例を挙げれば、そういうことでございます。

以上です。

議長（森 温繁君） 農振の関係は、番号。

農林水産課長（金崎洋一君） 産業振興係の方で、どのようなことを設定して対応していくのかということでありましてけれども、現在、私どもの方で農林係、水産係を持っておりますけれども、これをそれぞれ産業の振興、それから施設の整備ということで振り分けるわけで

ございます。先ほど観光課長の方からもお話がありましたように、対外的に十分なマーケティングをした中で誘客を図るということは、極めて地元の新鮮なもの、そういうことが一連になければならない。要するに水産であり、農林であり、商工で ありということだろうと思います。そうしたものが1課に集まることによって、さらに横の連絡が密になり、対応も十分可能であろうかと、こんなふうに考えております。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） 健康福祉課を健康増進課と福祉事務所に分化するということに対しまして、沢登議員、一定の評価をいただきまして、非常にありがたいというふうに思っております。

ご指摘のとおり、健康づくりは現在抱えている最大の課題でございまして、新たに設置されます健康増進課におきましては、健康づくり係 と、それから介護予防の観点から、連携を強化した中で取り組みを進めていくということで予定しているところでございます。

また、本年4月1日から直営で設立いたします地域包括支援センターにつきましては、既にご案内のとおり保健師さん、あるいは主任ケアマネジャー、社会福祉士、3職種を中心としまして、地域の医療・保健・福祉の中核的な機関としての機能が発揮できるような取り組みを進めてまいるということを予定しております。

それから、市民の医療とか生活面での不安が非常に増幅されている実態があるのではないかとということで、生活保護の問題でございまして、今回、現在の機構の中で社会係が担っております生活保護の問題、あるいは民生委員・児童委員、それから日赤とか人権擁護の関係につきまして、この機構改革案の中で保護係という係を特化いたしまして、生活保護の問題につきまして、さらに適切な取り組みを進めてまいるということで、実は現在、180を超えるケースがございまして、2人のケースワーカーで担当しているわけでございますが、国の基準は1ケースワーカー当たり 80ケースということで標準ケースを示しております。これを上回っている状況の中で、限られた 人員をどのように効率的に対応させていくかというところでございます。今回、保護係という一つの係に集約いたしました中で、生活保護の観点から最後のセーフティーネットという機能を十分に果たしていけるような仕組みをつくっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（森 温繁君） 1番。

1 番（沢登英信君） 市と振興公社の関係について、意識的にはどうかしりませんけれども、ご答弁をいただいております。明確な答弁をいただきたいと思ひます。

それから、滞納対策係をつくるということは、税務課の職員が増えると。あるいは健康増進課と福祉事務所を分けて、それぞれ整備をしていくということは、今まで一緒であったときと比べますと、ここの課の職員が充実されると。具体的には増えるというぐあいに考えていいのかなのかお尋ねをしたいと思います。収納係が恐らく現年度を中心に、滞納対策係が滞納分過年度を中心にというような方向になるかと思ひますが、税だけではなくて、保育料、あるいは国保税もそうですけれども、総体合わせますと、市民税以外合わせまして大体 15 億円からの滞納額があるかと思ひますが、この滞納対策係が税以外もすべての滞納額にかかわるのかなのか。保育料等については福祉事務所の方でやるのかなのか。そこら辺の体制についてお尋ねをいたします。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） では、振興公社の件について説明をいたします。

現在、市の職員が 2 人、事務局長と、あと公園の方で管理をしておりますが、もう来年度からは職員については、もうこちらへ戻そうかということで、派遣なしということで今準備を進めております。

公園の方につきましては、総勢、直営という市が管理をする事業に、指定管理者ではなく市の事業に決定しましたものですから、公園の担当はあっちへ持っていく。それで行く行く、今、事務局長ということで 1 人派遣をしておりますが、その職員についても、指定管理者の絡みの中で、だんだん振興公社の職員が、非常に優秀な職員が多いものですから、その中で頑張っている職員、たくさんおりますので、それらについてはすべて純粹にもう振興公社の職員に任せようかということで、もう少し頑張っていたらどうかという中で、市の職員については 18 年度から本庁の方へ戻す予定で、今回その図表の中では振興公社が消えております。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 番外。

税務課長（高橋久和君） 税務課の滞納対策係で、市税等以外の国保、あるいは水道料等々の公金の未納額を対応するのかなというご質問でございますが、それらについても、実はこの機構改革の中で議論をさせていただきました。できれば、先ほど助役がお答えいたしましたように、ある程度の職員体制がとれば、収納課という話もないわけではなかったわけです。

が、現状では当面、収納課の課の設置は厳しいということでしたので、協議の結果、滞納対策係というのができたわけですが、その分掌としては、現時点では税、国保を従来どおり税務課で取り扱う、それ以外のものについては、それぞれの現課で対応すると。

ただし、従来もございましたが、市の俗に公金使用料等の滞納に対するワーキング会議が、助役を委員長として設置されております。それらを今後は滞納対策係の分掌として、横の連携をお互いにとりながら、それらの対応をしていくというふうに現在では考えております。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） 健康増進課と福祉事務所を分けるに当たりまして、人員の体制整備の関係についてのご質問かというふうに思いますけれども、これは数字で一概に増減で割り切れるというところばかりではありませんものですから、その辺を前提にお話しさせていただきますと、総体的には人が増える形で充実してくるものというふうに理解しています。具体的には、例えば現在、社会係で生活保護を抱えておりますけれども、今後、保護係が独立することによりまして、係長が所掌していた分野が、生活保護の方に重点特化されますので、この辺につきましては、当然、人員増という形で見てもいいのではないかと。

それから、福祉係につきましては、高齢者の福祉の関係が入ってまいります。それから、ご承知のように障害者自立支援法の成立によりまして、さまざまな新しい事業が導入されますので、これに備えた人員を確保していくように、現課としては要求をしていくつもりでございます。

それから、健康づくりにつきましては、現在、保健師さんを含めまして 10名体制でいるわけですが、このうち事務職が、老健の事業が国保年金係の方に回りますので、それで1名減、それから保健師さんの役割が非常に広範になってまいりまして、この保健師さんについての問題等も含めまして、健康づくりにつきましては、現在の段階では人員が1人減る中で、介護保険と連携を保ちながらスケールメリットを働かせていくということで考えています。

介護保険係につきましては、現在、高齢者介護係で抱えております高齢者福祉、老人福祉法の担当が福祉係に移りますので、その部分は減りますけれども、地域包括支援センターで3人増えますので、実質的には人員の増という形で、今後、充実した事業展開を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（森 温繁君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 最後の質問になりますが、振興公社の職員は本庁に戻すという、こういう答弁ですが、公社の事務局長の派遣については、その人件費は市の方で持っている、こういう形態の援助があったかと思うわけです。それをこのような状況の中で、具体的に外されていくということの前進面がどこにあるのかと。そういう状態で一定あるのかという点と、当然、公社は市長公室でそれぞれ産業、教育委員会、それぞれの部署との絡みがあるわけですので、今までは市長公室で取りまとめて、全体に市と関係づけていくと、こういうぐあいの仕組みであったものが、この仕組みがなくなるということになりますと、振興公社の事務局長になる者は産業課に出かける、教育委員会に出かけると。あるいは自分のところの担当する課にしょっちゅう顔を出さなければならないと。こういうことの対応が必要になってくよいかと思いますが、そこら辺のことをどのように整理し、考えているのかという点でございます。

それから、重ねてでございますが、南豆製氷の保存と市長が訴えられているわけですが、これらの政策的な課題は、課としてどこでどのように担当するような形になるのかと。新しい機構のところていくと、どこになるのかを、あわせてお尋ねして終わります。

議長（森 温繁君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） 振興公社の件でございますが、先ほども答弁いたしましたように、もう振興公社、職員がしっかりと振興公社の業務遂行ができます。そこに市の職員が行かなければ、市の各課、現課と連絡調整ができないというわけではございません。今現在、振興公社の職員は大変優秀な職員でございます。もういなくても大丈夫だという中で、今回戻したわけでございます。当然、振興公社に対しては、市の方が1億円という資本金を出しておりますので、当然、市の方でもいろいろな場面の中で指導をしていかなければならない。それらについては、今後、新たに生まれる企画調整業務担当の中で、しっかりと振興公社については応援とかリード、そういう面をしていきたいと思っております。

以上です。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） はい、どうぞ。

市長公室長（出野正徳君） 今後、現在、市民文化会館については、教育委員会の生涯学習の方で管理していますので、その辺はもう少し詰めまして、生涯学習課長が兼務するなり、そういう検討をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 南豆製氷の件につきましては、現時点におきましては、新たな企画財政課、企画調整業務担当で対応していく予定をとっております。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

10番。

10番（小林弘次君） 助役さんの今までの答弁の中で、今回の機構の改革につきましては、行財政の改革等含めて、当面する市政課題に対応した機構にするんだと、こういうお話がございました。そういった中で、下田市の財政が破綻状態に陥っていると。これに対応するためには、一つの企画財政という強大な権力の集中をして対応するんだという、こういう答弁がなされたわけでございます。

私、初めて市当局の方から、市の財政が破綻状態だ、破綻していると。破綻というのは、これは債務超過の場合に破綻ということになるわけで、財政運営が誤っていた場合には、これは破綻ということは言わないんですよね。そういうことを含めまして、助役さんに第1点、市財政の破綻というご答弁でございますが、破綻というのはどういうことを指しているのか。言葉じりをとらえて恐縮でございますが、ちょっと異様な答弁でございましたから、破綻ということについて、まず第1点お伺いします。

その破綻状態に対応するために、財政と企画というものを統合して、下田市はそこに強大な権力を集中させて対応するという。財政、企画が一つの、では他の課に対する、他の課です、課長というのは横並び、企画財政というのは権力が集中する。他の課に対する調整的な役割を企画財政課というものが持つのかどうなのか。この点、今まで私の承知したものでは、各課にわたる調整機能というのは、総務課で一種のをおやりになったし、そういう点ではそういう調整的な形での、議会への議案の提案等については、基本的には総務課が各課を取りまとめておやりになってきたわけでございますが、そういう点でまず権力の集中される企画財政課というのは、どのようなお仕事、どのような権力が集中されるのか、ちょっとこれは気になることですから、お伺いします。

次に、やはり今回の機構改革の中で、助役さんが財政破綻というお話をされましたが、それ以前に石井市長は、口を開けば「下田市の財政は危機的状況だ」と、こういうお話は、「耳にたこができる」という表現はあれですが、何回も聞いてきたわけでございます。当然、今、それに対してどのような対策をとってきたのかということが、当然問われているという

ことは、当局は嫌というほど承知しているわけですが、財政論議はさておきまして、今回の機構の改革の中で、私は下田市の財政の再建に向けた基本的な改革というか、機構というものを見直すのが、一番順当ではなかったのかというふうに思うわけでございます。権力を集中するというのも、そういうところではなからうかと。

そうしますと、下田市の財政の再建にとって大事な点は何なのか。やはりまず1つは、下水道事業の効率的な運営というものが、1つ差し迫った大きな課題だと思います。

第2点目は、私たちが常々申し上げておる ように、廃棄物等の、これは下水道汚泥や水道汚泥、そのほか下田市の出している残灰等々含めた、あるいはリサイクル、あるいは不燃ごみ処理・収集、こういった廃棄物の処理・収集委託等に関する問題、そしてそれを処理している清掃センター等の老朽化という、この点が2点目に、この改革というものの抜きには財政再建というのではないのではないかと。

3点目に、膨大なそれらを、大半が委託という形で、高額な委託によってお願いしているという。巨額の委託料支出というものが、一種の市財政の義務費的なものにつながっている。むしろ今こそ、その ような委託を、300人近い市の職員の皆さんで、その部分を直接担ってやっていくという、そういう工夫が一つ必要ではないのかと。

4点目に、もう一つはやはり、そういった中で、私は負債対策に対して、決算時における滞納、あるいは繰り越しをできる限りこれを減債の積立基金として積み立て、来るべき財政再建に備えるべきだという、こういう主張、さらに最後に、下水道料金から国保税まで含めて、膨大な市の債権というのか、収入未納、こういったものを、市政の公正性、公平さを確保する上からも、市財政の健全化からも、これは打開すべきだと 。こういう主張を常々我々はしてきたわけで、財政破綻の現実、これらが再び、我々の意見は少数意見であったけれども、それらを検討せざるを得なくなった事態に立ち至ったということは、自明のことだと思うんです。

そうすると、そういう体制をどう、そういう内部業務をどうするかということで、僕は機構を考えるべきだと思うんです。そういう点で、どこの課をどうする、どこにくっつけたという、この議論からは、今言ったような財政破綻を打開するような方策というのは、出てこないのではないのかというふうに思いますが、得意の平成 17年度当初で行った経営戦略会議というものがあったんですが、これまた雲散霧消するのかなどなのかな。その辺含めまして、質問が長くなりましたが、財政破綻に対応する機構改革という視点というのは、なかったのかなどなのかな。また、それは各分野における事務の再検討と、こういうものを含んでいると

私はと思いますが、そういう議論はなかったのか。単純に健康福祉課を分け、観光課の中の商工部門を産業課に移し、そして総務課の財政部分を公室の企画にぶつけて企画調整課というものにするという、これでは果たしてどうなるのか。現在の状況で対応できるかどうか、石井市政の手腕の見せどころであるわけですが、これはやはりひとつこの点についての見解をお伺いしたいと思います。

次に、私、助役さんもお存じだと思いますが、企画財政課という発想は、昭和 40年代はやった議論で、これまた企画と財政というものが一つ相互に、企画という自由な発想に対して、財政という抑止作用を持たせて進めるという、この企画財政論というのは、言えば復古調なんです。かつて下田市も企画財政課というふうな形で、企画と財政という一つの、相互に抑制し合うような機能を持たせておやりになるという、こういうことをしたわけでありましたが、今回果たして企画と財政というものを、こういうふうな形で組み合わせるわけですが、むしろ下田市の現状では、企画というよりも、先ほどから言っているように現状の再検討、再認識というふうなものに、大きな重点を置かれるべきではなからうかというふうに思うものでございますが、その点、企画というものについて、要するにどのような企画というふうなことが当面考えられるのかお伺いします。

次に、私、実は自分は大課制をしくべきだという議論を、常々申し上げておりましたものでございます。下水道の問題は、助役さんは近々 のうちに上下水道課という形で収れんしようというお話がございました。当初、自分も実はそういう意見でございました。

しかし、よく考えてみますと、やはり下水道というものが、一つの都市計画の理念、範疇で議論されていいのではないのかというふうに思うものです。そうだとすると、むしろ建設課に収れんし、都市計画下水道係なりというふうな形であれする。なぜならば、昭和 19年度をもって、予定されていた下水道のメイン整備は終了する。あとは一種の日常的な管理というふうな形に進むのではないのか。ですから、私はぜひ、最後の上下水道課 というのは、むしろ現状に見合わず、建設課に都市計画というものとあわせて検討されるべきではないかと思うが、いかがでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） まず最初に、破綻の意味ということでございますが、破綻、危機、これはいろいろ言葉を発しております。今回、2月の広報でも「下田市の財政は危機」ということでのタイトルで特集を組ませていただきました。その中でも、今のままの財政見通しでいくと、先ほども言いましたが、平成 22年度には 43億円の財源不足に陥るという試算が出て

おります。当然これは重点事業等々については、総合計画の実施計画、重点事業を網羅した数値でございまして、これらは十分に今後、平成19年度の予算ベースをもとに見直していくとは思いますが、ただこのままいきますと、やはり準用再建団体というようなことも、年によってはやはり決算赤字がある一定の金額以上いくと、そういう状態になるという、この準用再建団体になったときに、破綻ということになるのかなど。当然これは言葉ですから、そうならないような政策、施策を講じていくことは当然でございます。そういう意味で、破綻の意味とはそういうことでございます。

それから、権力の集中ということですが、権力の集中というより権限の集中というふうに判断してもらえればいいかと思えます。今までも小林議員言われたように、企画と財政が同じ課でやってきた時期もございました。今回この中に、その表にありますように、行革の推進業務もそこへ加えようということございまして、今、現機構においては、ご承知のとおり行革と財政は総務課、企画につきましては市長公室という形になっておりまして、当然に今までも、それぞれの課が連携し合って効率的な運営をしていこうという目標を立てて、部分部分にはそういう形で執行してございますけれども、やはり今回、こういう危機的な財政状況の中で、もう少しここを強化しようということで、企画と相反するといいますが、財政と。これは牽制し合う意味もございまして。それからやはりこれからこの財源不足を解消していくためには、徹底した行財政改革、さらなる行財政改革を進めていかなければならないというようなことで、この3つの担当を財政課の中に、連絡を十分にしながら、この危機的状況に対応していくという意味での企画財政課の設置でございます。

それから、小林さんの議論の中で、いつも言われております。これは財政の再建は、下水道とか汚泥処理、また高額な委託、また減債の積み立て、国保税の滞納整理と。これは当然のことございまして、それぞれ本当に今までの議論の中でも、各担当課、それに向かって努力をしていることは確かであります。

しかし、私も各課の方には、努力は認めるけれども、結果としては数値だよと。やはり数値が改善されなければ、なかなか努力の成果は認められないよというようなことで、頑張らせていただいているところでございますけれども、これらにつきましては、下水道は今、小林議員言われたように、19年度で今の認可に基づく事業は終わります。これは見直しをさせていただきますが、元来、市長が答弁していますように、今の財政状況からすると、やはり見直さなければならぬというふうに思っております。

また、それに関連して、汚泥の処理、それからリサイクル、不燃物収集委託、それから清

掃センターの改築等、課題は本当に山積みになっております。清掃センターも今の年間の維持修繕費を考えますと、ここで思い切って改築をした方が、後々の負担等々を考えても、有利かなというような、また審議会の答申もそういう形に出ておりますので、苦しい財政状況ではありますが、全体で見たときには有利ということですので、これも進めていきたいなというふうに思っておりますし、また粗大ごみ等々の処分につきましても、現場の職員から、時間の許す限り自分たちで分解をして、金属の収集をし、また粗大ごみ運搬を極力少なくしているという努力もされているというようなことも聞いておりますので、こういうことも、また現場の職員と話しながら協力いただいきたいというふうに思っておりますが、確かに汚泥処理等々も、私は常々、やはりこの管内で処分できる施設が欲しいなと。公の施設が欲しいなと。これは述べているところでございますけれども、なかなか今の財政状況の中で、小林議員との議論、すれ違いがありますけれども、当然にそういう施設をつくったときに、初期投資だけではなくて、将来の維持管理費も検討しますと、二の足を踏むような財政状況でございまして、最小限、やはり不本意ながら、今、外へ持っていつているような形の灰、それから汚泥、そういう形を続けていかなければならないのかなというふうに思っております。ただ、これは私の考えでございますので、小林議員の言われるようなことも、もう数年前から言われておりますので、議論をしていることは確かでございます。

それから、高額な委託費に対しまして、職員 300人で担っていくようなことを検討した組織機構にすべきだという提言でございますが、これも口では「全職員が」ということは十分理解したいとは思いますが、なかなか今、定数削減の中で、現在、先ほども申しましたように 18年度からは 289人体制ということになります。これから今後の 22年度まで、職員適正化計画の中では、270人体制ということになるかと思えます。当然人数が減れば、一人一人の職務の重さは増えてきます。そういうことで、職員には大変 厳しい中で能力アップをお願いしたいというようなことで、対応していかざるを得ないというようなことも述べておきまして、これは全職員がそこで対応していくというのは、大変不可能でなからうかなというふうに思っております。

また、減債の積み立て等につきましても、これもまた小林議員から前々からいろいろ提案をされているところございまして、今までも厳しい中でも、繰り越しが出た場合は、2分の1、財投に基づく積み立ても、減債ではないにしても、調整基金の方にも積み立てておりますのは、現実はその後の補正予算等の財源に取り崩すというような、そういうような自転車操業的な財政運営をしておるものですから、気持ちとしてはそういう形で減債を

積み立て、繰上償還等ができればいいなとは思っております。

ただ、不幸中の幸いといえますか、最近では財政の健全化に向けて年度の起債額が減少をしています。平成 22年度には今の一般会計の起債が 25億円減ります。80億円台になります。また下水道も、現在おおむね 92億円あるんですけども、これも 22年度の試算では、15億円減ることになっております。そのようなことで、これは大変恐縮ですけども、事業をやらなければ新たな起債は減っていくわけございまして、年間の返す金額と借りの金額の差が大きければ、それは当然減っていくわけございまして、何としても財政厳しい中では、そういう手法も加えて、この起債を減らしていくという方向で進んでいきたいと思っております。

そのような形の中で、企画とはということでございまして、企画につきましては、常々議論をしております。何かあるときに企画がしっかりしていれば、企画が強化されていけば、こういうことはなかったんだろうと、こういうことの議論はされたんだろうというような意見が出ております。本当に中枢部門として企画のやるべき機能といえますか、能力、大変な能力になるかと思っておりますけれども、やはり企画を充実させて、この財政危機、乗り切っていきたいなと思っております、その中枢になるのが企画でございます。

それから、水道と下水道との関係でございます。先ほど私の方から、平成 19年度には一本化したいということでございまして、小林議員からは下水道を水道へ持って行くよりも、建設課の都市計画に持っていった方がということでございまして、これらについても、現在議論をしている中で、やはり使用料等々については、委託をして水道課で一本化で収納をしている状況の中で、いろいろ担当課長との協議の中でも、これは水道課で引き受け、言うなれば職員も3人ぐらい何とか減じることはできると。また、下水道の方も包括的な委託の中で、やはり何もあそこになくても、機能はマイナスになることはないなということもございまして、今後、まだ決まったわけではないんですが、そういう方向で議論をいたしますが、今、小林議員の提案のあったようなことも含めまして、議論をさらに詰めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 2 号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

議長（森 温繁君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会します。

明日は、それぞれの常任委員会審査をお願いし、 11日と12日は休会とし、本会議は13日、午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

長時間ご苦労さまでした。

午後 3時38分散会